

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年3月29日
【事業年度】	第14期（自平成24年1月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	株式会社フジオフードシステム
【英訳名】	FUJIO FOOD SYSTEM Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤尾 政弘
【本店の所在の場所】	大阪市北区天神橋二丁目北2番6号
【電話番号】	06(6882)0851(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理部長 佐藤 一郎
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区天神橋二丁目北2番6号
【電話番号】	06(6882)0851(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理部長 佐藤 一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第10期 平成20年12月	第11期 平成21年12月	第12期 平成22年12月	第13期 平成23年12月	第14期 平成24年12月
売上高 (千円)	-	20,637,651	20,088,940	21,031,818	22,846,536
経常利益 (千円)	-	1,172,994	1,020,167	1,078,671	1,683,829
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	-	218,547	58,238	262,474	709,817
包括利益 (千円)	-	-	-	232,716	717,768
純資産額 (千円)	2,587,140	2,801,747	2,618,029	2,784,132	3,445,687
総資産額 (千円)	14,938,483	14,432,045	13,140,319	12,739,482	14,227,376
1株当たり純資産額 (円)	57,235.49	61,561.85	57,452.07	60,689.21	74,490.24
1株当たり当期純利益又は当 期純損失 ( ) (円)	-	4,842.72	1,282.48	5,759.14	15,492.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	4,820.40	-	5,733.89	13,985.87
自己資本比率 (%)	17.3	19.3	19.9	21.8	24.0
自己資本利益率 (%)	-	8.1	-	9.8	22.9
株価収益率 (倍)	-	28.4	-	26.1	13.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	1,634,609	1,771,824	1,659,849	2,582,927
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	377,812	738,710	1,057,881	1,480,636
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	681,970	1,643,458	1,282,890	258,606
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	-	3,776,466	3,155,451	2,476,801	3,851,480
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	424 (2,017)	414 (1,772)	435 (1,808)	452 (1,968)	498 (2,153)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第10期については、連結子会社の期末における重要性が増加したことにより、貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。そのため、売上高、利益及びキャッシュ・フローに係る数値は記載しておりません。

3. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第12期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 臨時雇用者数は、1日8時間で換算した年間の平均人員を( )内に外書きで記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高 (千円)	21,369,083	20,424,777	19,861,422	20,819,677	22,597,086
経常利益 (千円)	938,163	1,160,885	1,031,419	1,111,589	1,699,044
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	887,017	210,503	43,362	176,257	703,931
資本金 (千円)	1,155,692	1,169,969	1,173,734	1,185,892	1,200,559
発行済株式総数 (株)	45,080	45,358	45,438	45,664	45,909
純資産額 (千円)	2,659,633	2,864,354	2,698,858	2,808,070	3,442,915
総資産額 (千円)	14,914,613	14,411,770	13,148,965	12,726,279	14,172,833
1株当たり純資産額 (円)	50,908.84	63,033.72	59,332.71	61,431.85	74,806.43
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	2,000.00 ( - )	2,000.00 ( - )	2,000.00 ( - )	2,000.00 ( - )	4,000.00 ( - )
1株当たり当期純利益又は当 期純損失 ( ) (円)	19,677.02	4,664.49	954.90	3,867.40	15,364.31
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益 (円)	-	4,642.98	-	3,850.44	13,869.90
自己資本比率 (%)	17.8	19.8	20.5	22.0	24.2
自己資本利益率 (%)	-	7.6	-	6.4	22.6
株価収益率 (倍)	-	29.5	-	38.9	14.0
配当性向 (%)	-	42.9	-	51.7	26.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,515,119	-	-	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	857,866	-	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	442,400	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	3,138,062	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	367 (1,992)	362 (1,728)	380 (1,785)	398 (1,941)	418 (2,113)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 臨時雇用者数は、1日8時間で換算した年間の平均人員を( )内に外書きで記載しております。

3. 第10期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第10期及び第12期の自己資本利益率、株価収益率、配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

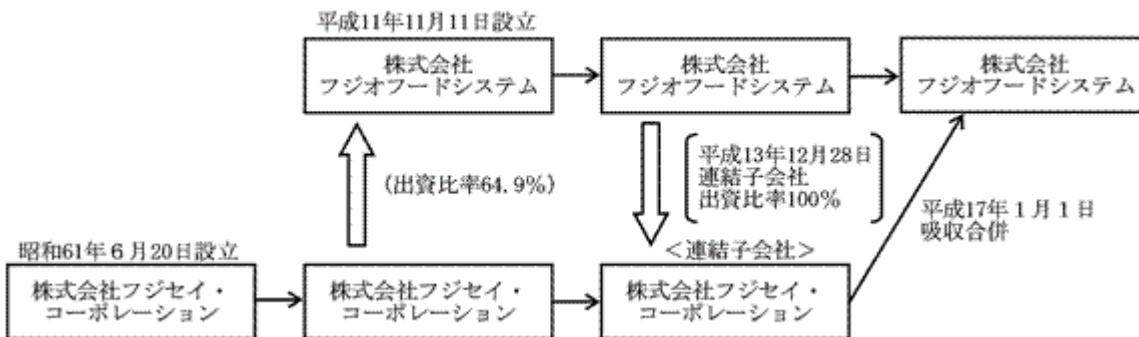
5. 当社は第11期より連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第11期以降の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高については、記載しておりません。

## 2【沿革】

当社の前身である株式会社フジセイ・コーポレーションは、当社代表取締役社長藤尾政弘が飲食業の店舗展開を目的として昭和61年6月に設立されました。同社は大阪市を中心に「まいどおおきに食堂」（平成元年9月に1号店を出店）や「神楽食堂 串家物語」（平成9年8月に1号店を出店）、「印度のルー」など多業態の飲食店舗の直営展開を進めてまいりました。そして当社は、株式会社フジセイ・コーポレーションと株式会社C&I Holdings（旧 株式会社ベンチャー・リンク、以下同じ。）との間で締結されました共同出資会社設立に関する契約に基づいて、飲食店のFC展開を主な目的として平成11年11月11日に設立されました。

その後、当社グループ（当社及び当社の関係会社）の効率化を図るために親子関係の見直しを行い、平成13年12月28日、当社は株式会社フジセイ・コーポレーションの発行済全株式を取得し、株式会社フジセイ・コーポレーションを当社の100%子会社としております。さらに、当社は平成17年1月1日を合併期日とし、株式会社フジセイ・コーポレーションを簡易合併方式により吸収合併しております。

さらには、FC加盟店の業績改善をより効率的に進めることを目的として、平成20年6月30日におきまして業務提携の見直しに関する合意書を株式会社C&I Holdingsと締結し一部の店舗のスーパーバイジング業務を当社へ移行しました。平成20年10月27日におきましては、株式会社C&I Holdingsとのスーパーバイジング業務提携の解消を決定し、全ての加盟店のスーパーバイジング業務を当社が行うこととなりました。



年月	事項
平成11年11月	フランチャイズシステムによる飲食店の全国展開を目的として、大阪市北区天神西町に当社を設立。 「まいどおおきに食堂」のフランチャイズ加盟店募集を開始。
平成13年2月	「神楽食堂 串家物語」のフランチャイズ加盟店募集を開始。
平成13年5月	東京都台東区に東京事務所を開設。
平成13年12月	株式会社フジセイ・コーポレーションの全発行済株式を取得し、連結子会社とする。
平成14年5月	東京事務所を東京都台東区松が谷に移転。
平成14年7月	本社を大阪市北区天神橋二丁目5番16号に移転。
平成14年12月	株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に株式を上場。
平成15年10月	「手作り居酒屋 かつぼうぎ」のフランチャイズ加盟店募集を開始。 フリースタANDINGタイプの「まいどおおきに食堂」、「手作り居酒屋 かつぼうぎ」業態に関して、エリアフランチャイズ（地区本部）制を導入し加盟店募集を開始。
平成16年4月	本社を大阪市北区天満橋二丁目北2番6号に移転。
平成16年4月	東京オフィスを東京都港区青山に移転。
平成16年11月	大阪証券取引所ヘラクレス市場「グロース」銘柄から「スタンダード」銘柄へ所属変更。
平成17年1月	株式会社フジセイ・コーポレーションを簡易合併方式により吸収合併。
平成17年6月	「まいどおおきに食堂」200店舗達成。
平成17年12月	グループ全体で400店舗達成。
平成18年4月	「まいどおおきに食堂」300店舗達成。
平成18年6月	グループ全体で500店舗達成。 中国・上海市に子会社、上海藤尾餐飲管理有限公司（現連結子会社）を設立。 中国・上海に海外1号店を出店。
平成18年10月	グループ全体で600店舗達成。
平成19年2月	「まいどおおきに食堂」500店舗達成。
平成20年4月	アメリカ合衆国ハワイ州にJapanese Restaurant HINONE MIZUNONEを出店。
平成20年12月	「浪花麵乃庄 つるまる」のFC1号店を富山県に出店。
平成21年3月	追手門学院大学内に「追手門食堂」を出店。
平成22年9月	香港に子会社 香港藤尾餐飲管理有限公司を設立。
平成22年12月	日根野食堂（大阪府泉佐野市）を次世代店舗としてリニューアルオープン。
平成23年3月	串家物語イオンモール堺北花田（大阪府堺市）を次世代店舗としてリニューアルオープン。
平成23年8月	「浪花麵之庄つるまる 鯉鈍」の米国展開に関する基本合意書締結。
平成24年1月	ハワイのスペシャルティコーヒーチェーン「ホノルルコーヒー」のマスターフランチャイズ契約締結。
平成24年2月	ホノルルコーヒーショップを日本全国に展開することを目的として、子会社である株式会社ホノルルコーヒージャパンを設立。
平成24年4月	東京・お台場にホノルルコーヒー1号店をオープン
平成24年6月	北米を中心とした地域においてうどん事業の展開を図るため米国カリフォルニア州に子会社 FUJIO FOOD SYSTEM FRANCHISING, INC. を設立。
平成24年12月	鶴見緑食堂（大阪市鶴見区）発展型次世代店舗（ライブアイランドタイプ）をオープン。

### 3【事業の内容】

当社グループは各種業態の飲食店の経営及び飲食店のフランチャイズ・チェーン（以下、「FC」という。）本部の経営を、主な事業内容としております。

直営事業として複数業態の直営店を運営している他、直営店での運営ノウハウをもとに「まいどおおきに食堂」「神楽食堂 串家物語」「手作り居酒屋 かっぱうぎ」の加盟店募集、店舗設計ノウハウの指導、店舗運営ノウハウの指導及び研修、PB商品の提供等を行うFC本部の運営を行っております。

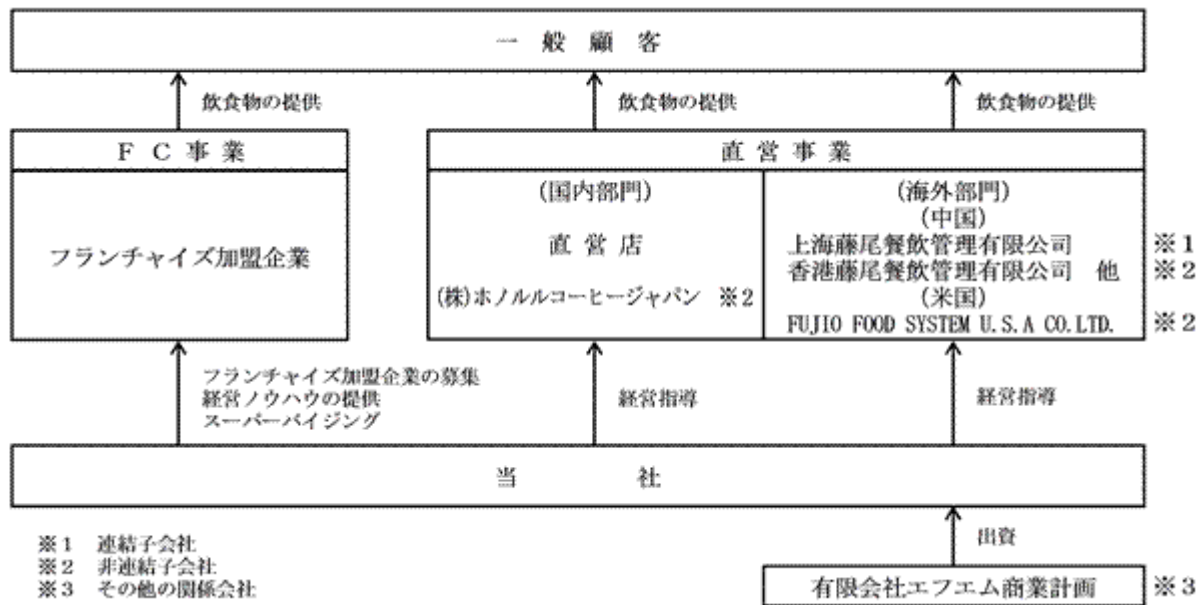
平成20年度まで外部へ委託しておりました加盟開発業務及びFC店舗のスーパーバイジング業務につきましては、平成21年度より全FC店舗において当社が行うこととなりました。

海外においては、平成18年6月に海外1号店として虹梅食堂（中国上海市）への出店以降、順調に出店を進めており、平成20年4月には、アメリカハワイ州への初出店となるJapanese Restaurant HINONE MIZUNONEの出店を行いました。

平成24年12月末現在、当社グループ全体で651店舗（直営店297店舗、FC店348店舗、海外店6店舗）を有しております。

なお、その他の関係会社である有限会社エフエム商業計画は、当社の筆頭株主でありスポーツジムの運営等を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



直営事業及びFC事業において展開する主な業態は次のとおりであります。

#### 1. 直営事業

直営事業は、当社グループの主力事業であり、当連結会計年度末の直営店舗数は303店舗（国内297店舗、海外6店舗）になります。

主な直営店には、家庭料理を中心にセルフスタイル方式で料理を提供する「まいどおおきに食堂」、お客様自身が自由にメニューを各テーブルで掲げていただく「神楽食堂 串家物語」、昼は定食屋、夜は低価格な居酒屋という「手作り居酒屋 かっぱうぎ」、セルフタイプのうどん屋「浪花麺乃庄 つるまる」の主力業態に加え、定食業態の「定食と甘味 さち福や」の他に商業施設内において出店しましたカフェ業態「デリス・デュ・パレ」、洋食業態「フジオ軒」などがあります。

#### 2. FC事業

FC事業は、直営事業で培った数多くの直営店運営のノウハウをもとに自社業態への加盟店募集を行い、飲食店経営ノウハウの提供を行う事業であります。当連結会計年度末のFC店舗数は348店舗になります。

直営事業、F C事業の店舗状況は以下のとおりであります。

「まいどおおきに食堂」

「まいどおおきに食堂」は、家庭で親しまれる日常食である和食（ごはん、味噌汁、玉子焼、焼き魚など）を中心にカフェテリア方式で料理を提供しており、すぐに低料金で日常食をおいしく食べていただける場として、幅広い顧客層に支持を得ております。

同業態は、市街地のビルにテナントとして出店する都心型（ビルインタイプ）と郊外に単独店舗として出店する郊外型（フリースタインディングタイプ）の2タイプがあります。

近年、ライフスタイルの多様化などにより、特に女性の社会進出が顕著になっており、日常食を気軽に食べていただける「第二の食卓」として家庭の良きサポーターを目指しております。

「まいどおおきに食堂」につきましては、「できたて商品の提供」にこだわった既存店舗の改装の推進、定番メニューのアイテム数の統一、季節メニューの導入、調理指導の強化、計画的な販促活動、店舗内経費の効率的な削減により、店舗収益力の強化を図りました。また、時間帯別集客実績に基づく適正な営業時間での営業、または適正人員での運営などの店舗管理にも注力してまいりました。

具体的には、改装後のさらなる食堂の良さを多くの方々に認知して頂くべく、販促活動の一環として一部店舗にて半額セール等を実施し、非常に多くのお客様にご好評を頂きました。今後も対象店舗を増加してゆく予定であります。

以上の結果、当連結会計年度中において7店舗（直営店5店舗F C店舗2店舗）の新規出店を行い、当連結会計年度末の店舗数は440店舗（直営店124店舗、F C店312店舗、海外店4店舗）となりました。

「神楽食堂 串家物語」

「神楽食堂 串家物語」は、お客様自身が自由に串メニューを各テーブルで揚げいただくビュッフェスタイルのお店です。串揚げとして数十種類の素材の他にサイドメニューとしてサラダや点心、ごはん類、フルーツ、デザートなどをセルフサービス方式で提供しております。

当業態につきましては、店内デザインの一新や女性及びファミリー層のお客様にも喜んで頂ける新メニューを導入した新スタイル店舗の出店を進めております。

また、当該新スタイル店舗も非常にお客様からご好評を頂いており、同業態の既存店舗に関しましても順次、新スタイル店舗への改装を進めてまいります。平成24年は13店舗の改装を行い、改装後の店舗は改装前と比較して売上等が順調に推移しております。

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は62店舗（直営店49店舗、F C店13店舗）となりました。

「手作り居酒屋 かつぼうぎ」

「手作り居酒屋 かつぼうぎ」は、昼は定食での需要及び弁当での中食需要を、そして夜はアットホームな雰囲気の中でいわゆるお母さんの手作り料理と豊富な飲み物を低価格で提供する居酒屋需要として、3つの需要を取り込んでおります。特に人口の多い団塊の世代層をターゲットにして、オフィス街等を中心に店舗しております。

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は50店舗（直営店32店舗、F C店18店舗）となりました。

「つるまる」は、ワンコインで食事ができる低価格うどん業態です。あっさりとした関西風のうどんに、色々な種類の天ぷらをお客様自身が自由にトッピングしていただくシステムです。

「つるまる」につきましては、オフィス街を中心とした店舗により低価格のうどんをご提供させて頂く「浪花麺乃庄 つるまる 饅頭」、店内で製麺したうどんをご提供させて頂く「鶴丸饅頭本舗」を展開し、これらにより、つるまる事業におきましても幅広いお客様層からご支持をいただいております。

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は45店舗（直営店41店舗、F C 4店舗）となりました。

	直営店(国内)	F C店	直営店(海外)	合計
まいどおおきに食堂	124	312	4	440
神楽食堂 串家物語	49	13	-	62
手作り居酒屋 かっぱうぎ	32	18	-	50
浪花麺乃庄 つるまる	41	4	-	45
その他	51	1	2	54
合計	297	348	6	651

(注) 「その他の業態」は、定食業態の「さち福や」、カフェ業態「デリス・デュ・パレ」、洋食業態「フジオ軒」など  
であります。



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 上海藤尾餐飲管理有限公司	中国上海市	8,427千人民元	飲食店の運営等	86.9	役員の兼任
(その他の関係会社) 有限会社エフエム商業計画	大阪市北区	3,000千円	スポーツジム 運営等	被所有 15.5	役員の兼任

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

(平成24年12月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
直営事業	423 (2,149)
F C 事業	8 (-)
全社(共通)	67 (4)
合計	498 (2,153)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 臨時雇用者数は、1日8時間で換算した年間の平均人員を( )内に外書きで記載しております。

##### (2) 提出会社の状況

(平成24年12月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
418 (2,113) 名	37.3歳	3.7年	3,592,302

セグメントの名称	従業員数(名)
直営事業	350 (2,109)
F C 事業	8 (-)
全社(共通)	60 (4)
合計	418 (2,113)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 臨時雇用者数は、1日8時間で換算した年間の平均人員を( )内に外書きで記載しております。

3. 当社は業績連動型報酬を基本としており、退職金制度は採用しておりません。

4. 平均年間給与には、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要を背景とする回復傾向から、欧州債務問題に対する警戒感の再燃や世界景気の減速等を背景として弱い動きに転じたものの、政権交代による日銀への金融緩和圧力が高まるとの思惑等から急激な円安基調となり、輸出環境の改善を背景に下げ止まりつつある状況で推移いたしました。

外食産業におきましても、雇用不安、所得減少、消費税増税に対する懸念等に伴う消費者の生活防衛意識は依然として強いことから、各社創意工夫を凝らし顧客の誘引、顧客単価増の獲得に向けた努力を行っておりますが、全体的には未だ厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは「大衆というカテゴリーで日本一の外食企業になる」という確固たる目標のもと、既存事業の全体的な底上げ、並びに販促活動の強化に注力いたしました。中でも「まいどおおきに食堂」におきましては、年間を通じて「組織改革」「一店舗当たりの収益性の向上」を全店統一スローガンとして活動した結果、「まいどおおきに食堂」につきましては平成22年10月から、当社グループ全体と致しましても平成23年6月以降、当社直営店における既存店売上高が前年比100%を超えて推移しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高228億46百万円（前年同期比8.6%増）、営業利益18億6百万円（前年同期比42.5%増）、経常利益16億83百万円（前年同期比56.1%増）、当期純利益が7億9百万円（前年同期比170.4%増）となりました。また、当社グループ全体で当連結会計年度における新規出店数は32店舗（直営店28店舗、F C店4店舗）、当連結会計年度末の店舗数は651店舗（直営店297店舗、F C店348店舗、海外店6店舗）となりました。セグメントの業績は次のとおりです。

#### (直営事業)

直営事業におきましては、「まいどおおきに食堂」を中心に全ブランドの既存店業績向上の実現に向けた組織体制の構築に注力致しました。また新規出店については、「神楽食堂 串家物語」の大型商業施設への出店に注力する一方、「かっぱうぎ」「つるまる」等各ブランドの立地等の条件を厳選した確実な出店を行い成果をあげつつあります。これらの結果、当連結会計年度中の新規出店は28店舗、直営事業全体で売上高は212億72百万円（前年同期比9.3%増）、セグメント利益は24億6百万円（前年同期比34.9%増）となりました。

#### (F C事業)

F C事業におきましては、本部組織におきまして、営業本部の下に直営部門とF C部門を設置致しました。これにより、直営店に表れた特徴や改善点を各加盟店に共有していくことが今まで以上にスピーディに進めることが可能となりました。さらにはエリア担当マネージャーが当社トレーナーとして各加盟店に臨店の上行う調理指導の他、店長会議、トレーナー会議等を通じて直営店における成功事例・問題点の共有を進めることにより、更なる集客力の向上を図っております。

なお、先の東日本大震災に際しまして、震災直後から当社トレーナー並びに本社メンバーによる被災店舗への支援活動を行ってまいりましたが、今後も変わりなく加盟企業様との親密なコミュニケーションを図りつつ、問題点の洗い出しとその解消を検討し、継続的な収益力向上を目指してまいります。

その結果、当連結会計年度中の新規出店は4店舗、F C事業全体の売上高は15億73百万円（前年同期比0.0%増）、セグメント利益は10億23百万円（前年同期比7.9%増）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比べて13億74百万円増加し、38億51百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は25億82百万円の収入（前年同期は16億59百万円の収入）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益が14億25百万円となり、非現金支出である減価償却費8億96百万円及び減損損失1億22百万円が発生したことによるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は14億80百万円の支出（前年同期は10億57百万円の支出）となりました。主な要因は、直営店の新規出店等による有形固定資産の取得による支出13億59百万円及び敷金及び保証金の差入による支出2億33百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は2億58百万円の収入(前年同期は12億82百万円の支出)となりました。主な要因は、借入の実行、社債の発行による収入が32億65百万円、長期借入金の返済、社債の償還、割賦債務及びリース債務の返済による支出が29億44百万円、発生したことによるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は生産を行っていないため、該当事項はございません。

### (2) 受注状況

1. 直営事業については、店舗においてお客様から商品（メニュー）の注文をいただき、その場で調理して直接お客様へ提供しておりますので受注実績について記載すべき事項はありません。
2. FC事業については、受注形態による販売ではないため、受注実績について記載すべき事項はありません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと次のとおりであります。

#### セグメント別売上高

セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
まいどおおきに食堂	8,660,775	103.6
神楽食堂 串家物語	5,778,830	118.8
手作り居酒屋 かっぱうぎ	1,857,096	121.1
浪花麺乃庄 つるまる	1,962,359	109.3
その他	3,013,516	103.8
直営事業 計	21,272,579	109.3
加盟金売上	10,000	125.0
ロイヤリティ売上	810,521	98.8
イニシャル売上	91,302	119.0
ランニング売上	659,133	99.0
その他売上	3,000	120.5
FC事業 計	1,573,957	100.0
合計	22,846,536	108.6

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. イニシャル売上は、出店時に必要な店舗設備、備品などの売上であります。
3. ランニング売上は、店舗運営時に必要な消耗品類などの売上であります。
4. 海外部門の売上は、直営事業の金額に含まれております。

## 直営事業地域別売上高

	前連結会計年度 (自平成23年1月1日至平成23年12月31日)			当連結会計年度 (自平成24年1月1日至平成24年12月31日)		
	直営店売上高			直営店売上高		
	売上高 (千円)	構成比 (%)	期末店舗数 (店)	売上高 (千円)	構成比 (%)	期末店舗数 (店)
東北地区	35,936	0.18	1	37,238	0.18	1
関東地区	2,089,253	10.74	30	3,081,404	14.49	38
東海地区	895,802	4.60	9	962,489	4.52	9
関西地区	15,693,304	80.65	244	16,219,598	76.25	239
中国・四国地区	298,257	1.53	4	258,920	1.22	3
九州地区	233,742	1.20	2	444,169	2.09	5
海外地区	212,141	1.09	3	268,757	1.26	5
合計	19,458,438	100.00	293	21,272,579	100.00	300

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の売上高及び店舗数には非連結子会社であるFUJIO FOOD SYSTEM U.S.A Co., Ltd.及び株式会社ホノルルコーヒー・ジャパンは含まれておりません。

## 地区別F C加盟店売上高

	前連結会計年度 (自平成23年1月1日至平成23年12月31日)			当連結会計年度 (自平成24年1月1日至平成24年12月31日)		
	加盟店売上高			加盟店売上高		
	売上高 (千円)	構成比 (%)	期末店舗数 (店)	売上高 (千円)	構成比 (%)	期末店舗数 (店)
北海道地区	926,242	3.84	16	819,689	3.42	14
東北地区	829,327	3.44	11	926,392	3.86	11
関東地区	4,354,811	18.07	68	4,285,765	17.88	67
北陸・甲信越地区	2,981,593	12.37	26	2,944,559	12.28	26
東海地区	3,585,873	14.88	62	3,483,271	14.53	58
関西地区	4,637,996	19.25	66	4,641,155	19.36	66
中国・四国地区	4,503,011	18.69	68	4,713,278	19.66	71
九州地区	2,277,967	9.45	37	2,157,983	9.00	35
合計	24,096,823	100.00	354	23,972,094	100.00	348

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

## 3【対処すべき課題】

当社グループといたしましては、当面の対処すべき課題として以下のとおり認識し、対策に取り組んでおります。

## 既存店の収益力向上

当社の成長グループ戦略のためには、既存店の収益力向上が必要不可欠と認識しております。更なる収益力向上のため、「凡事徹底」（飲食店として当たり前の事を当たり前に行う）を直営店、F C店の全店共通の合言葉に、Q S Cレベルの向上、お客様に喜んでいただけるお店作りに邁進してまいります。

## F C加盟店の出店促進と支援体制の強化

F C加盟店の業績向上のため、出店候補地の探索支援、研修トレーナーの育成支援など研修体制の充実を図り、また出店後の支援についても、支援体制を強化することでF C加盟店の収益力向上を推進してまいります。

## 時代のニーズに対応した業態の開発

日常食・大衆食をキーワードに、多様化する消費者のニーズに的確に対応した業態をスピーディーに開発し、どの店舗においても良質かつ同質の商品サービスが提供できるようにパッケージ化をすすめることが重要であると考えております。当社グループでは、既存業態のブラッシュアップ、新業態の開発を経営の生命線であると捉え、業態を開発することで他社との差別化を図ってまいります。

#### 人材の確保とスピーディーな人材育成の推進

更なる成長に向けて出店を進めていく上で優秀な人材を確保し、お客様に満足していただけるサービスを提供できる人材として育成していくことは重要な課題であると認識しております。このため当社グループは求人・採用のレベルアップ、採用後の従業員に対するフォローの充実、「夢を持てるキャリアアッププラン制度」の再構築作業や人事評価制度の見直し・運用、ストックオプション制度の導入等、従業員の定着を図るとともに、従業員のレベルアップを図るため、毎月、営業店舗の全従業員を対象として様々な店舗運営ノウハウを指導・教育する「階層別研修」を開催するなど、特に営業スタッフに向けた独自の教育プログラムを実施・運営しています。さらには、「夢を持てるキャリアアッププラン制度」の一環としまして、「独立支援制度」のブラッシュアップも実施致しました。これに伴い、既存の営業幹部・専門職ラインとは別に、志望者から申請に基づいた上で、一定の社内基準に達した者を選抜し、当社との業務委託契約の締結により店主として独立し経営者を目指す道も用意されることとなりました。

#### メニュー開発・仕入から商品提供までの体制強化

外食産業には「食」を直接提供する産業としてのレベルの高い安全衛生管理体制の強化が求められております。より安全性の高い食材の確保に注力し、「手づくり感」を大切に、リーズナブルな価格で安全で衛生管理の行き届いた商品の提供ができるように体制を強化してまいります。

## 4【事業等のリスク】

下記において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる事項を記載しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を十分認識した上で、発生の回避もしくは発生した場合でも、影響を最小限にとどめるべく、企業体力の充実、財務体質の向上に努めております。なお将来に関する事項につきましては、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであり、リスク要因はこれらの事項に限られるものでなく、将来発生しうる全てのリスクを必ずしも網羅したものではありません。

### 直営店出店戦略について

当社グループは、直営店を日本国内で297店舗、海外に6店舗（平成24年12月31日現在）展開しております。確実な出店による店舗数拡大が当社グループの基本戦略の一つとして認識しており、今後も収益を確保できる出店を行っていく方針です。新規出店に際し、立地条件・賃借条件から既存店舗における実績を根拠とした事業計画を綿密に立て、その収益性を十分に検討してまいります。条件に合致した物件が確保できない場合、また、新規店舗の業績が計画通りに推移しない場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 加盟店の展開について

当社グループは、直営店と同じく加盟店による出店を確実に進めることを基本戦略の一つとしており、加盟店の支援業務、開発業務の強化に努めております。しかしながら、加盟店の各企業の個別事情及び立地確保の遅れなどから、出店数や出店時期が当社の計画通りに進まない場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 加盟契約締結後の出店状況について

当社グループは、加盟希望者と加盟契約を締結し、加盟契約に定めたエリアにおいて、当社グループが定める商標を使用することで、加盟店が自ら店舗を経営する権限を付与しております。加盟契約では、出店場所の確保は加盟店側の責任としておりますので、加盟店が出店場所を確保できなかった場合でも当社がその責任を負わないこと及び加盟店から收受する加盟金は、理由の如何を問わず一切返還しないものと定められております。しかしながら契約解除の理由などを考慮して当社が加盟店に対して加盟契約解除に伴う費用を支払う可能性もあり、その場合は当社の業績に影響を与える可能性があります。

### 競合の状況について

外食業界は、他業態と比較すると参入障壁が低く新規参入が多いこと、また長引く個人消費の低迷や業界の垣根を越えた価格競争の影響も受け、非常に激しい競合状態が続いている業界であります。当社グループといたしましては「大衆食」の業態に絞り、時代のニーズに合った業態を開発することで他社との差別化を図っております。しかしながら、当社グループの出店が拡大するにつれ、類似した業態を投入してくる外食企業が現れ始めており、今後当社グループが出店している店舗と同様のコンセプトを持つ競合店舗の出店増加等により、当社グループの商品の価格及び当社グループの業績見通しに影響を及ぼす可能性があります。

### 法的規制等について

当社グループの直営店及び加盟店は、食品衛生法の規定に基づき、所轄保健所より飲食店営業の許可を受けております。各店舗では、店舗における飲食物の提供及び調理を行うにあたって、店舗の設備器具、食材の取扱い及び従業員の衛生管理について、当社グループが作成した店舗運営マニュアル等で細目にわたり規定し、衛生管理に努めております。しかしながら上記諸施策にも関わらず、店舗における飲食を理由とする食中毒や食品衛生に関するクレームの発生や、社会全般にわたる一般的な衛生問題等が発生した場合には、営業許可の取消、営業禁止もしくは一定期間の営業停止の処分、被害者からの損害賠償請求、当社グループの信用力低下等、当社グループのブランドイメージに影響を及ぼし、直営店売上の減少、あるいはF C加盟店の売上減少に伴うロイヤリティ収入等の減少により当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また労務面において短時間労働者に対する厚生年金の適用基準拡大が行われた場合、当社グループは業種柄、従業員に占める短時間労働者の比率が高いため、新たに社会保険に加入する労働者の増加による当社グループが負担する社会保険料の増加並びに短時間労働への就労希望者の減少等が発生し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 店舗保証金について

当社グループは、主に店舗の土地及び建物を賃借する方式で出店しており、出店時に土地等所有者に対して敷金・保証金及び建設協力金として資金の差入を行っており、建設協力金は、当社グループが月々支払う賃借料との相殺により回収しております。新規出店の際には、対象物件の権利関係等の確認を行っておりますが、土地所有者である法人、個人が破綻等の状態に陥り、土地等の継続的使用や債権の回収が困難となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが締結している土地等に係る長期賃借契約のうち、当社グループの事情により中途解約する場合、当社グループが代替借主を紹介することを敷金・保証金等の返還条件としているものがあります。そのため、当社グループの事情により中途解約する場合には新たな代替借主を紹介できないことにより、敷金・保証金等を放棄せざるを得ず、損失が発生する可能性があります。

#### 食材について

食材につきましては、BSEや鳥インフルエンザ等のような疾病や、食材供給国の食品衛生管理上の問題等、食品偽装問題等など、消費者の食に対する安全性、信頼性を損なう深刻な問題が発生している中、消費者の外食に対する需要の低下や食材の価格上昇の可能性があります。以前にも増して安全かつ良質な食材の確保が重要になっております。

また、農作物は天候等の影響による収穫量の変動に伴う市況の変動のリスクを負っております。当社グループにおきましても食材の安全性及び安定的な確保に向けてこれまで以上に取り組んでまいりますが、上記諸事情等により食材市況が大幅に変動し、仕入価格の上昇、食材の不足等が発生した場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 人材の確保について

当社グループでは、更なる成長に向けて出店を進めていく上で、優秀な人材を確保し、育成していくことは重要な課題であると認識しております。そのため、従来の中途採用を中心とした即戦力募集（業界経験者）に加え、新卒者等の募集にも着眼点を置き、幅広く優秀な人材の確保・育成に努めております。

また、営業社員が「夢を持てるキャリアアッププラン制度」の再構築作業や人事評価制度の見直し・運用、ストックオプション制度の導入等、従業員の定着を図るとともに、店長のレベルアップを図るため、定期的に全店長を集めて様々な店舗運営ノウハウを指導・教育する全体研修会を開催するなど、特に営業スタッフに向けた独自の教育プログラムを実施・運営しています。しかしながら、今後、当社グループが必要とする十分な人材確保ができなかった場合や人材育成が予定通り進まなかった場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 固定資産の減損会計基準の適用について

外食業界の環境悪化等により、当社グループにおいて営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなった場合や、保有する固定資産の市場価格が著しく下落した場合など、固定資産の減損会計基準の適用によって、減損損失が計上され、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 資金調達について

当社グループの平成23年12月期、平成24年12月期の有利子負債（社債、借入金、割賦購入未払金）は、それぞれ負債及び資本合計の51.2%、38.2%となっており、将来の金利情勢及び当社の信用状態の変動により調達コストが上昇した場合や、調達が困難となった場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 潜在株式について

平成24年12月31日現在、当社グループが役員、従業員等に付与している新株予約権（ストックオプション）の目的となる株式10,262株は、発行済株式総数45,909株の22.4%に相当しています。付与された新株予約権の権利行使により1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、今後付与されるストックオプション等については費用計上が義務付けられたため、今後のストックオプションの付与により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 重要な訴訟事件の発生について

当社はFC加盟契約を締結した一部の企業等から訴訟を提起されており、今後も同様の訴訟を提起される可能性があります。当社としては、契約時および契約締結後についても債務を履行しており瑕疵はない旨を引き続き主張してまいりますが、判決の結果によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。



#### 財務制限条項

当社グループにおける借入金の一部には財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び期限の利益に一部制限を受ける可能性がある等、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。財務制限条項の内容は以下の通りであります。

- イ．各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成22年度の12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。
- ロ．各年度決算期末の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

#### カントリーリスク

当社グループは、積極的に海外進出を検討・展開しており、平成24年12月31日現在におきましては、上海に5店舗、ハワイに1店舗を出店しております。また、米国、中国に子会社を4社有しております。

これらの進出国特有の法規制、政治、経済、税務等のカントリーリスクにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

### (1) フランチャイズチェーン加盟契約の要旨

#### 「まいどおおきに食堂」フランチャイズ基本契約

当社は、「まいどおおきに食堂」の事業展開を図るため、法人の店舗運営希望者に対して、「まいどおおきに食堂フランチャイズチェーン加盟契約」を締結することでフランチャイズ権の付与を行っております。なお、契約の要旨は次のとおりであります。

内容	当社は、本契約の有効期間中、加盟店が所定の契約事項を履行することを条件として、一定の場所での店舗の設置を認める。また、当該場所において事業運営マニュアルの他当社の事業ノウハウ及び当社商標の使用によって「まいどおおきに食堂」として開店し、経営する資格を付与する。上記に付随して、当社は加盟店に対して業務に関する一定の指導援助を行う。	
契約期間	契約の日より効力を生じ、契約店舗を開店した日から満10年間その効力を有する。ただし、延長条項が存在する。	
契約条件	加盟金	当該契約時に8百万円の支払
	保証金	店舗確定時に1百万円を預託
	ロイヤルティ	店舗の月間総売上高（消費税を含まない）の6%の支払

(注) 当社は、その他に店舗開業の際に店舗デザイン・デコレーション業務等を行っており、当該業務に対する対価として、当社の定める金額を収受しております。

#### 「神楽食堂 串家物語」フランチャイズ基本契約

当社は、「神楽食堂 串家物語」の事業展開を図るため、法人の店舗運営希望者に対して、「神楽食堂 串家物語フランチャイズチェーン加盟契約」を締結することでフランチャイズ権の付与を行っております。なお、契約の要旨は次のとおりであります。

内容	当社は、本契約の有効期間中、加盟店が所定の契約事項を履行することを条件として、一定の場所での店舗の設置を認める。また、当該場所において事業運営マニュアルの他当社の事業ノウハウ及び当社商標の使用によって「神楽食堂 串家物語」として開店し、経営する資格を付与する。上記に付随して、当社は加盟店に対して業務に関する一定の指導援助を行う。	
契約期間	契約の日より効力を生じ、契約店舗を開店した日から満10年間その効力を有する。ただし、延長条項が存在する。	
契約条件	加盟金	当該契約時に8百万円の支払
	保証金	店舗確定時に1百万円を預託
	ロイヤルティ	店舗の月間純売上高の6%の支払

(注) 当社は、その他に店舗開業の際に店舗デザイン・デコレーション業務等を行っており、当該業務に対する対価として、当社の定める金額を収受しております。

#### 「手作り居酒屋 かつぼうぎ」フランチャイズ基本契約

当社は、「手作り居酒屋 かつぼうぎ」の事業展開を図るため、法人の店舗運営希望者に対して、「手作り居酒屋 かつぼうぎフランチャイズチェーン加盟契約」を締結することでフランチャイズ権の付与を行っております。なお、契約の要旨は次のとおりであります。

内容	当社は、本契約の有効期間中、加盟店が所定の契約事項を履行することを条件として、一定の場所での店舗の設置を認める。また、当該場所において事業運営マニュアルの他当社の事業ノウハウ及び当社商標の使用によって「手作り居酒屋 かつぼうぎ」として開店し、経営する資格を付与する。上記に付随して、当社は加盟店に対して業務に関する一定の指導援助を行う。	
契約期間	契約の日より効力を生じ、契約店舗を開店した日から満10年間その効力を有する。ただし、延長条項が存在する。	
契約条件	加盟金	当該契約時に8百万円の支払
	保証金	店舗確定時に1百万円を預託
	ロイヤルティ	店舗の月間総売上高（消費税を含まない）の6%の支払

(注) 当社は、その他に店舗開業の際に店舗デザイン・デコレーション業務等を行っており、当該業務に対する対価として、当社の定める金額を収受しております。

「麺乃庄 つるまる」フランチャイズ基本契約

当社は、「麺乃庄 つるまる」の事業展開を図るため、法人の店舗運営希望者に対して、「麺乃庄 つるまるフランチャイズチェーン加盟契約」を締結することでフランチャイズ権の付与を行っております。なお、契約の要旨は次のとおりであります。

内容	当社は、本契約の有効期間中、加盟店が所定の契約事項を履行することを条件として、一定の場所での店舗の設置を認める。また、当該場所において事業運営マニュアルの他当社の事業ノウハウ及び当社商標の使用によって「麺乃庄 つるまる」として開店し、経営する資格を付与する。上記に付随して、当社は加盟店に対して業務に関する一定の指導援助を行う。	
契約期間	契約の日より効力を生じ、契約店舗を開店した日から満10年間その効力を有する。ただし、延長条項が存在する。	
契約条件	加盟金	当該契約時に2百万円の支払
	保証金	店舗確定時に1百万円を預託
	ロイヤルティ	店舗の月間総売上高（消費税を含まない）の3%の支払

（注）当社は、その他に店舗開業の際に店舗デザイン・デコレーション業務等を行っており、当該業務に対する対価として、当社の定める金額を収受しております。

(2) 地区本部認定（エリアフランチャイズ）契約の要旨

「まいどおおきに食堂」地区本部認定（エリアフランチャイズ）契約

当社は、「まいどおおきに食堂」の全国規模での展開を図るため、法人の店舗運営希望者に対して「まいどおおきに食堂」地区本部認定（エリアフランチャイズ）契約を締結し、エリアフランチャイズ権の付与を行っております。契約内容の要旨は、次のとおりであります。

内容	当社は、加盟店が一定の地域内で「まいどおおきに食堂」チェーンの直営店を出店することを認める。また、契約期間中当該地域においてエリアフランチャイズ本部として、エリアフランチャイズ権を付与する。	
契約期間	契約締結日から8年間 ただし、延長条項が存在する。	
契約条件	エリアフランチャイズ権利金	契約締結時に一定の該当エリア出店枠に対して、一定額を支払う。ただし、該当出店枠を超える出店の際は、該当店舗数毎に一定額を支払う。
	ロイヤルティ	各エリア契約店舗の月間総売上高（消費税を含まない）の3.5%

「手作り居酒屋 かつぼうぎ」地区本部認定（エリアフランチャイズ）契約

当社は、「手作り居酒屋 かつぼうぎ」の全国規模での展開を図るため、法人の店舗運営希望者に対して「手作り居酒屋 かつぼうぎ」地区本部認定（エリアフランチャイズ）契約を締結し、エリアフランチャイズ権の付与を行っております。契約内容の要旨は、次のとおりであります。

内容	当社は、加盟店が一定の地域内で「手作り居酒屋 かつぼうぎ」チェーンの直営店を出店することを認める。また、契約期間中当該地域においてエリアフランチャイズ本部として、エリアフランチャイズ権を付与する。	
契約期間	契約締結日から8年間 ただし、延長条項が存在する。	
契約条件	エリアフランチャイズ権利金	契約締結時に一定の該当エリア出店枠に対して、一定額を支払う。ただし、該当出店枠を超える出店の際は、該当店舗数毎に一定額を支払う。
	ロイヤルティ	各エリア契約店舗の月間総売上高（消費税を含まない）の3.5%

(3) マスターフランチャイズ契約の要旨

「ホノルルコーヒー」マスターフランチャイズ契約

当社は、ハワイにおけるコーヒーブランドの地位を確立したホノルルコーヒーを日本全国に展開することを目的として、ホノルル・コーヒー・ライセンス・カンパニー・エルエルシーとの間に長期マスターフランチャイズ契約を締結しております。契約内容の要旨は、次のとおりであります。

内容	当社に対して、日本国内において、「ホノルルコーヒー」ブランドの商標及びノウハウの日本における独占的使用権と店舗展開権（サブフランチャイズの店舗展開権を含む）、また独占輸入販売権を認める。	
契約期間	契約締結日から10年間	
契約条件	マスターフランチャイズ権利金	契約締結時に日本国内における一定の出店枠に対して、一定額を支払う。ただし、該当出店枠を超える出店の際は、該当店舗数毎に一定額を支払う。
	ロイヤルティ	直営店の月間総売上（消費税を含まない）の一定額 サブライセンシーとして弊社が加盟店から徴収するロイヤルティ（消費税を含まない）の一定額

(4) 事業提携契約

株式会社アドバンテッジアドバイザーズとの事業提携契約

当社は株式会社アドバンテッジアドバイザーズと事業提携契約を締結致しました。

契約内容は、次のとおりであります。

事業提携の主な理由

- ・効率的な事業運営を可能にする科学的経営手法の導入
- ・有能な海外事業パートナーを探索するためのネットワークやそれを有効活用するノウハウの獲得

事業提携の内容等

- ・国内新規出店に関する支援活動

当社の既存業態を活用した、新業態の収益性を含めた店舗モデルの作成、提案や同社のノウハウを活かした出店余地分析、出店用地の探索支援を受けることにより、より効率的な出店戦略を進めてまいります。

- ・海外事業提携支援

同社の有するネットワークを活用した海外事業パートナー探索支援、事業戦略策定支援を受けることにより、スピーディーかつ確実な海外事業展開を進めてまいります。

- ・全社経営管理・計数分析手法導入支援

出店スピードを加速させるに伴い、これまで以上に海外を含めた全社ベースでのより精緻な経営管理が必須となってまいります。かかるノウハウを豊富に有する同社から計数分析手法の導入支援を受けることにより、より精緻な経営管理を実現してまいります。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はございません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は以下のとおりであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、当社グループの経営陣は決算日における資産・負債の数値及び偶発資産・負債の開示並びに報告期間における収入・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行っております。また、経営陣は過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる様々な要因に基づき見積り及び判断を行い、その結果は、他の方法では判定しにくい資産・負債の簿価及び収入・費用の報告数値についての判断の基礎としております。実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これら見積りと異なる場合があります。

### (2) 当連結会計年度の経営成績の分析

売上高につきましては228億46百万円となりました。売上高をセグメント別に分析しますと、直営事業が212億72百万円、F C事業が15億73百万円となっております。

#### 直営事業

直営事業においては、「まいどおおきに食堂」を中心に全ブランドの既存店業績改善に全社一丸となって取り組みました。また新規出店については、「神楽食堂 串家物語」の大型商業施設内への積極的な展開を中心に、「浪花麺之庄 つるまる」「手作り居酒屋 かっぱうぎ」等の当社主要ブランドについても立地を厳選した出店を行い安定した成果をあげることができました。

これらの結果、当連結会計年度中の新規出店は26店舗、直営事業全体で売上高は212億72百万円、セグメント利益は24億6百万円となりました。

#### F C事業

F C事業においては、弊社トレーナーによる臨店指導に加えて弊社代表取締役による全国を対象とした直接臨店を行っております。加盟企業様と親密な関係を築き、直営事業における成功事例の共有・問題点の迅速な解消に注力致しました。

これらの結果、加盟金売上は10百万円、イニシャル売上は91百万円、ロイヤリティ売上は8億10百万円、ランニング売上は6億59百万円、その他売上は3百万円となりF C事業全体の売上高は15億73百万円となり、セグメント利益は10億23百万円となりました。

売上総利益につきましては152億84百万円、営業利益は18億6百万円、経常利益は16億83百万円を計上しましたが、減損損失等の特別損失3億16百万円を計上したため、当期純利益は7億9百万円となりました。

### (3) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、前期比14億87百万円増加して142億27百万円となりました。その内訳は次のとおりであります。

#### 流動資産

当連結会計年度末の流動資産残高は、前期比12億74百万円増加し54億86百万円となりました。

この主な要因としては、社債の発行に伴う現金及び預金の増加13億14百万円によるものであります。

#### 固定資産

当連結会計年度末の固定資産残高は、前期比2億7百万円増加し86億94百万円となりました。この主な要因は新規出店に伴う有形固定資産の増加3億78百万円によるものであります。

#### 流動負債

当連結会計年度末の流動負債の残高は、前期比30百万円減少し、49億円となりました。この主な要因は1年内返済予定の長期借入金の減少4億35百万円に対し、店舗数の増加に伴う買掛金・未払金の増加2億11百万円、当期純利益の増加に伴う未払法人税等の増加2億4百万円によるものであります。

#### 固定負債

当連結会計年度末の固定負債の残高は、前期比8億57百万円増加し、58億81百万円となりました。この主な要因は社債の発行による増加額12億99百万円に対して借入金の減少額が2億92百万円あったことによるものであります。

#### 純資産

当連結会計年度末の純資産の合計は、前期比 6 億61百万円増加し34億45百万円となりました。主な要因は当期純利益の計上及び配当金の支払があったことによるものであります。

#### (4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、38億51百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### 営業活動によるキャッシュ・フロー

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は25億82百万円の収入（前年同期は16億59百万円の収入）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益が14億25百万円となり、非現金支出である減価償却費 8 億96百万円及び減損損失 1 億22百万円が発生したことによるものであります。

##### 投資活動によるキャッシュ・フロー

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は14億80百万円の支出（前年同期は10億57百万円の支出）となりました。主な要因は、直営店の新規出店等による有形固定資産の取得による支出13億59百万円及び敷金及び保証金の差入による支出 2 億33百万円によるものであります。

##### 財務活動によるキャッシュ・フロー

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は 2 億58百万円の収入（前年同期は12億82百万円の支出）となりました。主な要因は、借入の実行、社債の発行による収入が32億65百万円、長期借入金の返済、社債の償還、割賦債務及びリース債務の返済による支出が29億44百万円、発生したことによるものであります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループにおける設備投資の対象は、主として直営事業における出店が中心であり、当連結会計年度は、17億32百万円の設備投資を実施いたしました。

また、不採算店舗の見直しに伴い、閉店店舗の設備の除売却額は4億2百万円となりました。

各事業セグメント別の投資総額及び重要な設備の除却、売却等は以下のとおりであります。金額には出店に伴う敷金保証金を含んでおります。

#### 設備投資額

セグメントの名称	設備投資の額(千円)
直営事業	1,651,572
FC事業	-
小計	1,651,572
消去又は全社	80,590
合計	1,732,162

(注) 金額には出店に伴う敷金・保証金を含んでおります。

#### 重要な設備の除却、売却等

セグメントの名称	設備の除売却額(千円)
直営事業	392,239
FC事業	-
小計	392,239
消去又は全社	9,839
合計	402,079

## 2【主要な設備の状況】

### (1) 提出会社

当社における平成24年12月31日現在の主要な設備は、以下のとおりであります。

(平成24年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数(人) 外[臨時雇用者]	
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積)m <sup>2</sup>	リース資産	その他		合計
本社 (大阪市北区)	全社的 管理業務	本社機能	117,024	25,364	107,281 (364.06)	-	201	249,872	58 [3]
東京支社 (東京都中央区)	管理業務	事務所設備	7,647	2,488	- (-)	-	-	10,135	8 [1]
名古屋支社 (名古屋市中村区)	管理業務	事務所設備	7,827	3,092	- (-)	-	-	10,919	2 [-]
直営店 (全国295店舗)	直営事業	店舗設備等	3,499,592	507,325	- (-)	134,415	24	4,141,358	350 [2,109]

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、機械装置、車両運搬具等であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、金額には消費税を含めておりません。

2. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

事業所名 (主な所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
直営店 (全国295店舗)	直営事業	店舗用厨房設備・POSレジ他 (所有権移転外ファイナンス・リース)	47,330	20,459

### (2) 在外子会社

(平成24年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数(人) 外[臨時雇用者]
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	合計	
上海藤尾餐飲管理有限公司	本社(上海)	管理業務	本社機能	55	-	55	7 [-]
	直営店(5店舗)	直営事業	店舗設備	52,514	12,356	64,870	73 [40]



### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資について、平成24年12月31日現在における重要な設備の新設・改修等の計画は以下のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力 (増加客席数)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
まいどおおきに食堂 10店舗 (大阪府他)	直営事業	店舗設備等	406,500	3,000	自己資金 借入金	平成25年3月	平成25年11月	740
串家物語9店舗 (東京都他)	直営事業	店舗設備等	585,000	48,305	自己資金 借入金	平成24年6月	平成25年6月	818
かつぼつぎ4店舗 (東京都他)	直営事業	店舗設備等	172,000	-	自己資金 借入金	平成25年3月	平成25年11月	260
つるまる7店舗 (大阪府他)	直営事業	店舗設備等	285,000	38,137	自己資金 借入金	平成24年8月	平成25年10月	400
ホノルルコーヒー 10店舗 (大阪府他)	直営事業	店舗設備等	430,000	36,977	自己資金 借入金	平成24年8月	平成25年11月	525
その他9店舗 (大阪府他)	直営事業	店舗設備等	407,000	51,596	自己資金 借入金	平成24年1月	平成25年11月	542

#### (2) 重要な設備の除却

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000
計	120,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年3月29日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	45,909	45,909	株式会社大阪証券取引所 「JASDAQ」 (スタンダード)	発行済株式は、すべて完全議決権株式であります。権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であり、単元株制度は採用しておりません。
計	45,909	45,909	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成24年3月1日以降この有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

平成18年3月29日の定時株主総会において決議された新株予約権（ストックオプション）の状況

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,218	1,218
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,218	1,218
新株予約権の行使時の払込金額(円)	555,402	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 555,402 資本組入額 277,701	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 株式の分割及び時価を下回る価格で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(併合の場合は減少株式数を減ずる)

3. 主な新株予約権の行使条件について

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有しているものとする。但し、当社の取締役、監査役を任期満了で退任した場合、又は従業員を定年により退職した場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、本取締役会決議並びに株主総会に基づき、当社と取締役、監査役及び従業員との間で締結した「株式会社フジオフードシステム 新株予約権付与契約」に定めるところによる。

## 平成19年3月29日の定時株主総会において決議された新株予約権（ストックオプション）の状況

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	51	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51	51
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,255	同左
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日から 平成29年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 150,255 資本組入額 75,128	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 株式の分割及び時価を下回る価格で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(併合の場合は減少株式数を減ずる)

3. 主な新株予約権の行使条件について

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有しているものとする。但し、当社の取締役、監査役を任期満了で退任した場合、又は従業員を定年により退職した場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、本取締役会決議並びに株主総会に基づき、当社と取締役、監査役及び従業員との間で締結した「株式会社フジオフードシステム 新株予約権付与契約」に定めるところによる。

平成24年2月24日開催の取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	445	445
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	445	445
新株予約権の行使時の払込金額(円)	153,000	同左
新株予約権の行使期間	平成24年3月16日から 平成28年10月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 153,000 資本組入額 76,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件について

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、新株予約権者としての地位を喪失し、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、次に定める場合はこの限りではない。

(a) 当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合

(b) 定年退職その他正当な理由がある場合

割当日から新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの間に、主たる証券取引所(当初は大阪証券取引所JASDAQ市場)における当社普通株式終値の1月間(当日を含む直近の20営業日とし、終値のない日を除く。)の平均株価(1円未満切り上げ)が一度でも上記(3)に定める行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を、行使期間の満了日である平成28年10月31日までに行使しなければならないものとする。

上記に該当した日以後において、上記(a)(b)に定める場合以外の理由により当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位をも喪失することとなるときは、上記の定めにかかわらず、退任もしくは退職の日までに、当該時点において残存する新株予約権のすべてを行使しなければならない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者は、本新株予約権を放棄することができないものとする。

平成24年2月24日開催の取締役会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	491	491
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	491	491
新株予約権の行使時の払込金額(円)	165,690	同左
新株予約権の行使期間	平成26年3月15日から 平成30年3月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 165,690 資本組入額 82,845	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{分割・併合、新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(併合の場合は減少株式数を減ずる)

3. 新株予約権の行使の条件について

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者の相続人は、その全員が共同して、相続発生日から6ヶ月以内に代表相続人を選任し当社が指定する手続を行うことで、新株予約権を相続することができる。

新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

平成24年5月14日開催の取締役会において決議された無担保転換社債型新株予約権付社債

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債		
	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	49	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,685 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	186,037 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年5月30日から 平成29年5月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 186,037 資本組入額 93,019 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は出来な いものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約 権付社債に付されたものであり、本社 債からの分離譲渡はできない。	同左
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当 該本新株予約権に係る本社債を出資 するものとし、当該本社債の価額は、 その額面金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	(注)4	同左

(注)1 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

- 2 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。  
(2) 本新株予約権の行使時の払込金額(以下「転換価額」という。)は、当初、186,037円とする。  
(3) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ( ) 時価(本号( )に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、下記( )の場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合  
調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。
- ( ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合、なお、新株予約権無償割当て(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償発行したものととして本( )を適用する。調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。
- ただし、本( )に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。
- ( ) 上記( )乃至( )の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記( )乃至( )にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ( ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ( ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本号( )の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の大阪証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。  
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。



- ( ) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号又は本号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- ( ) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる時は、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- ( ) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ( ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
  - ( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- 本号乃至により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- 3 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は186,037円である。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 4 当社による組織再編行為の場合の承継会社等による新株予約権の交付  
当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項(1)乃至(10)の内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数  
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。
- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数  
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第2項(3)と同様の調整に服する。
- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- (ii) その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法  
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとし、以下の期間については行使請求ができないものとする。  
( ) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)  
( ) 振替機関が必要であると認めた日  
( ) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項  
定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 組織再編行為が生じた場合  
本項に準じて決定する。
- (10) その他  
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

## 5 繰上償還

### (1) コールオプション条項による繰上償還

平成24年8月30日以降、株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含み、以下「終値」という。)が、20連続取引日(「取引日」とは、大阪証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。但し、当社普通株式の普通取引の終値のない日は除く。以下同じ。)にわたり、基準価額(以下に定義する。)以上であった場合、当社は、当該20連続取引日の末日から30営業日以内に、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に対して通知を行った上で、当該通知日から45日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。

「基準価額」とは、本新株予約権付社債の当初転換価額の120%相当額とし、第2項第(3)号に記載の転換価額の調整条項に準じて調整されるものとする。

(2) 当社に生じた事由による繰上償還

組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合、かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って計算される。

償還日	参照パリティ					
	80.0%	90.0%	100.0%	110.0%	120.0%	130.0%
平成24年5月30日	93.06	97.18	102.88	110.47	120.00	130.00
平成25年5月30日	94.66	98.46	103.79	110.85	120.00	130.00
平成26年5月30日	96.22	99.67	104.64	111.36	120.00	130.00
平成27年5月30日	97.64	100.67	105.28	111.70	120.00	130.00
平成28年5月30日	98.76	101.14	105.36	111.61	120.00	130.00
平成29年5月30日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

- ( ) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合  
当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）
- ( ) ( ) 以外の場合  
会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第2項第(3)号乃至に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第2項第(3)号乃至に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

参照パリティ又は償還日が上記表に記載されていない場合には、償還金額は以下の方法により算出される。但し、かかる方法により算出される償還金額は、各社債の金額の100%を下限とする。

- ( ) 参照パリティが上記表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が上記表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、償還金額はかかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する上記表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。但し、日付に関する補間については1年を365日とする
- ( ) 参照パリティが上記表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。
- ( ) 参照パリティが上記表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割（承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又は

その他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本項第(1)号 に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

#### 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本項第(1)号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本項第(1)号 及び の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本項第(1)号 の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本項第(1)号 に基づく通知が行われた場合には、本項第(1)号 の手続が適用される。

#### スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本項第(1)号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

#### (2)社債権者の選択による繰上償還

##### 支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由(以下に定義する。)が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(1) 記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。))及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合

#### (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

## 6 買入消却

当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

平成24年5月14日開催の取締役会において決議された無担保転換社債型新株予約権付社債

第2回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債		
	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	49	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年5月30日から 平成29年5月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は出来ないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。	同左
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

- (注)1 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。
- 2 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。
- (1)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (2)当初転換価額  
本新株予約権の行使時の払込金額(以下「転換価額」という。)は、当初、186,037円とする。
- (3)転換価額の修正  
本社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等ではありますが、修正条項に定められた決定日は当期末において既に経過しており、転換価額の修正は行われておりません。
- (4)新株予約権の目的となる株式の数の上限  
5,372株(平成24年12月31日現在の普通株式の発行済株式総数の11.7%)

(5) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ( ) 時価（本号（ ）に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記（ ）の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合  
調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- ( ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合、なお、新株予約権無償割当て（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む、以下同じ。）は、新株予約権を無償発行したものととして本（ ）を適用する。調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。  
ただし、本（ ）に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。
- ( ) 上記（ ）乃至（ ）の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記（ ）乃至（ ）にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。



$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ( ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ( ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本号( )の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の大阪証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。  
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ( ) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号又は本号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- ( ) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。  
本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- ( ) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。  
本号乃至により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は第2項に定める転換価額とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (7) 当社による組織再編行為の場合の承継会社等による新株予約権の交付

当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項(1)乃至(10)の内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

#### 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

#### 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

#### 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第2項(3)と同様の調整に服する。

- ( ) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- ( ) その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法  
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

#### 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとし、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- ( ) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
- ( ) 振替機関が必要であると認めた日
- ( ) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

#### 承継会社等の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

#### 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 組織再編行為が生じた場合

本項に準じて決定する。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(8) 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、平成26年5月30日以降いつでも、本新株予約権付社債権者に対して、取得日(以下に定義する。)から14日以上前の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。以下「取得通知」という。)を行うことにより、取得日に、本新株予約権付社債の全部又は一部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。当社は、その選択により、取得した本新株予約権付社債を保有若しくは売却し、又は当該本新株予約権付社債を消却することができる。

「取得日」とは、当社が別に定め、取得通知に記載する日をいう。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(A)本社債の額面金額相当額の金銭、及び(B)次の算式により算出される数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。)をいう。

$$\frac{\text{転換価値 - 額面金額相当額 (正の数である場合に限る)}}{1 \text{ 株当たりの平均 VWAP}}$$

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の払込金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{ 株当たりの平均 VWAP}$$

「1株当たりの平均VWAP」とは、VWAP 計算期間(以下に定義する。)に含まれる各VWAP 取引日において大阪証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値をいう。VWAP 計算期間中に第4項(3)記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たりの平均VWAPも適宜調整される。「最終日転換価額」とは、VWAP 計算期間の最終日において有効な転換価額をいう。

「VWAP 計算期間」とは、当社が取得通知をした日(同日を含まない。)の5VWAP 取引日(以下に定義する。)日後から始まる30連続VWAP 取引日をいう。

本項において「VWAP 取引日」とは、大阪証券取引所が開設されている日をいい、VWAP が発表されない日を含まない。

## 3 繰上償還

## (1) 当社に生じた事由による繰上償還

## 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合、かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って計算される。当社は、平成26年5月30日以降いつでも、本新株予約権付社債権者に対して、取得日（以下に定義する。）から14日以上前の事前の通知（かかる通知は撤回することができない、以下「取得通知」という。）を行うことにより、取得日に、本新株予約権付社債の全部又は一部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、その選択により、取得した本新株予約権付社債を保有若しくは売却し、又は当該本新株予約権付社債を消却することができる。

償還日	参照パリティ					
	80.0%	90.0%	100.0%	110.0%	120.0%	130.0%
平成24年5月30日	98.22	100.49	103.66	110.70	120.00	130.00
平成25年5月30日	94.66	98.46	103.79	110.85	120.00	130.00
平成26年5月30日	96.22	99.67	104.64	111.36	120.00	130.00
平成27年5月30日	97.64	100.67	105.28	111.70	120.00	130.00
平成28年5月30日	98.76	101.14	105.36	111.61	120.00	130.00
平成29年5月30日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

- ( ) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合  
 当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）
- ( ) ( ) 以外の場合  
 会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」という。）において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。但し、当社普通株式の普通取引の終値のない日は除く。以下同じ。）に始まる5連続取引日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含み、以下「終値」という。）の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第2項第(4)号及びに記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第2項第(4)号乃至に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

参照パリティ又は償還日が上記表に記載されていない場合には、償還金額は以下の方法により算出される。但し、かかる方法により算出される償還金額は、各社債の金額の100%を下限とする。

- ( ) 参照パリティが上記表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が上記表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、償還金額はかかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する上記表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。但し、日付に関する補間については1年を365日とする。
- ( ) 参照パリティが上記表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。
- ( ) 参照パリティが上記表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割(承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。 )又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本項第(1)号 に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

#### 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本項第(1)号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本項第(1)号 及び の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本項第(1)号 の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本項第(1)号 に基づく通知が行われた場合には、本項第(1)号 の手続が適用される。

#### スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本項第（1）号に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

#### （2）社債権者の選択による繰上償還

##### 支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号（1）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合

（3）本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

#### 4 買入消却

当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社が買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

#### 5 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

新株予約権の一部行使はできません。

#### 6 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決め内容

該当事項はありません。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年1月1日～ 平成20年12月31日 (注)1	4	45,080	208	1,155,692	208	1,035,439
平成21年1月1日～ 平成21年12月31日 (注)1	278	45,358	14,276	1,169,969	14,276	1,049,716
平成22年1月1日～ 平成22年12月31日 (注)1	80	45,438	3,764	1,173,734	3,764	1,053,480
平成23年1月1日～ 平成23年12月31日 (注)1	226	45,664	12,157	1,185,892	12,157	1,065,638
平成24年1月1日～ 平成24年12月31日 (注)1	245	45,909	14,667	1,200,559	14,667	1,080,305

(注)1 . ストックオプションの権利行使による増加であります。

## ( 6 ) 【所有者別状況】

(平成24年12月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	10	6	83	6	1	4,392	4,498	-
所有株式数(株)	-	9,583	22	19,291	180	1	16,832	45,909	-
所有株式数の割合(%)	-	20.87	0.05	42.02	0.39	0.00	36.66	100.00	-

(注) 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が66株含まれております。

## ( 7 ) 【大株主の状況】

(平成24年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社エフエム商業計画	大阪市北区天神橋2丁目北2-6	7,100	15.46
サッポロビール株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番1号	6,224	13.55
藤尾政弘	大阪府箕面市	2,780	6.05
フジオ取組先持株会	大阪市北区天神橋2丁目北2-6	2,163	4.71
株式会社池田泉州銀行	大阪市北区茶屋町18番14号	2,037	4.43
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	1,588	3.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,500	3.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口620090804)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,500	3.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口620005747)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,500	3.26
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	1,500	3.26
計	-	27,892	60.75

(注) 1. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、1,500株であります。

2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口620090804)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、1,500株であります。

3. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口620005747)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、1,500株であります。

4. 上記みずほ信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、1,500株であります。



## ( 8 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

(平成24年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,909	45,909	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	45,909	-	-
総株主の議決権	-	45,909	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が66株(議決権66個)含まれております。

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は以下のとおりであります。

平成18年3月29日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成18年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び監査役、従業員(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	(注)2
株式の数(株)	(注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 平成18年4月17日の取締役会決議時には、付与された新株予約権の目的となる株式の数が以下のとおりとなるように新株予約権を付与しております。

取締役及び監査役 7名 計 1,150株  
従業員 97名 計 350株

上記のうち、平成25年2月28日現在、付与対象者の退任及び退職により63名282株の権利を喪失しております。

2. 新株予約権の内容については「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成19年3月29日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成19年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び監査役、従業員等(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	(注)2
株式の数(株)	(注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 平成20年3月17日の取締役会決議時には、付与された新株予約権の目的となる株式の数が以下のとおりとなるように新株予約権を付与しております。

取締役及び監査役 6名 計 70株  
従業員 21名 計 30株

上記のうち、平成25年2月28日現在、付与対象者の退任及び退職により10名47株の権利を喪失しております。

2. 新株予約権の内容については「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

## 平成24年2月24日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成24年2月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役及び執行役員(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自平成24年3月16日 至 平成28年10月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注)1. 平成24年2月24日の取締役会決議時には、付与された新株予約権の目的となる株式の数が以下のとおりとなるように新株予約権を付与しております。  
取締役及び執行役員 7名 計 500株
2. 新株予約権の内容については「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

## 平成24年2月24日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成24年2月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自平成26年3月15日 至 平成30年3月14日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注)1. 平成24年2月24日の取締役会決議時には、付与された新株予約権の目的となる株式の数が以下のとおりとなるように新株予約権を付与しております。  
従業員 224名 計 500株  
上記のうち、平成25年2月28日現在、付与対象者の退任及び退職により4名9株の権利を喪失しております。
2. 新株予約権の内容については「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策の1つと認識しており、収益力の向上・財務体質の改善を図りながら長期かつ安定した配当及び利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、業績及び配当性向を総合的に考慮して、配当額を決定するとともに、将来の更なる事業展開のための投資をしております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の期末配当につきましては、1株当たり4,000円といたしました。

当社は、「毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議により、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成25年3月28日定時株主総会決議	183,636	4,000

#### 4【株価の推移】

##### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
最高(円)	175,000	154,300	153,600	158,000	227,400
最低(円)	82,500	89,900	129,500	118,000	148,000

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より株式会社大阪証券取引所「JASDAQ」(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

##### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	183,500	210,000	200,200	213,000	225,000	227,400
最低(円)	180,000	181,000	188,900	198,600	211,000	215,000

(注) 最高・最低株価は、株式会社大阪証券取引所「JASDAQ」(スタンダード)におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	藤尾 政弘	昭和30年3月3日生	昭和61年6月 株式会社フジセイ・コーポレー ション設立 同社代表取締役就任 平成11年11月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)4	2,780
取締役	名古屋支社長	厨子 裕介	昭和37年5月5日生	昭和63年6月 株式会社フジセイ・コーポレー ション入社 営業部長 平成13年12月 同社取締役就任 営業本部長 平成17年1月 当社営業本部長 平成17年3月 当社取締役就任 営業本部長 平成20年2月 当社取締役 営業本部長 食堂・海外事業担当 平成22年2月 当社取締役 第1事業本部長 平成23年4月 当社取締役 東京支社長 平成24年2月 当社取締役 経営管理本部長 平成24年6月 当社取締役 名古屋支社長 (現任)	(注)4	10
取締役	営業本部長	藤尾 英雄	昭和55年6月12日生	平成15年11月 当社入社 平成16年4月 当社商品部 マネージャー 平成19年6月 当社財務経理部課長兼経営企画部 課長 平成21年1月 当社直営事業本部営業推進室長兼 システム企画室長 平成21年7月 当社執行役員 商品管理本部長 平成22年3月 当社取締役 商品管理本部長 平成23年6月 当社取締役 商品管理本部長兼人 事総務本部長兼人事部長 平成24年2月 株式会社ホノルルコーヒージャパ ン 代表取締役社長(現任) 平成24年6月 当社取締役 営業本部長(現任)	(注)4	59
取締役	経営企画部長 東京支社長	九鬼 祐一郎	昭和39年2月20日生	昭和62年4月 山一証券株式会社入社 平成10年2月 日興証券株式会社入社 平成12年10月 松井証券株式会社入社 平成16年6月 同社 専務取締役 平成18年6月 株式会社アーク入社 平成22年6月 同社 取締役副社長 平成23年11月 当社入社 平成24年2月 当社執行役員 経営企画部長兼東 京支社長 平成25年3月 当社取締役就任 経営企画部長兼 東京支社長(現任)	(注)5	-
取締役	-	井内 繁俊	昭和24年9月27日生	昭和47年4月 サッポロビール株式会社入社 平成2年9月 同社新潟支社 営業部長 平成10年9月 同社京都支社 支社長 平成16年9月 同社近畿圏本部本部長 平成17年3月 当社監査役 平成22年3月 サッポロビール株式会社 近畿 圏本部顧問 平成24年3月 当社取締役就任(現任)	(注)6	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	新居 邦晴	昭和25年11月13日生	昭和49年4月 株式会社池田銀行（現 株式会社池田泉州銀行）入行 平成10年1月 同行緑地公園支店長 平成11年9月 同行高安支店長 平成12年10月 同行システム部部长 平成13年1月 同行検査部部长 平成13年5月 同行人事部付参事（ハイ・ブレーション株式会社出向） 平成14年5月 同行監査部主任監査役 平成15年3月 同行本店営業部（現池田営業部）第一部長 平成17年11月 同行監査部与信監査室長 平成23年7月 同行監査部シニアマネージャー 平成24年3月 当社監査役就任（現任）	(注)7	-
監査役	-	山田 庸男	昭和18年12月15日生	昭和45年4月 大阪弁護士会登録 平成6年4月 大阪弁護士会副会長就任 平成11年6月 株式会社フジセイ・コーポレーション監査役就任 平成16年3月 当社監査役就任（現任） 平成19年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長就任	(注)8	10
監査役	-	大屋 均	昭和28年12月2日生	昭和47年3月 サッポロビール株式会社入社 平成6年9月 同社東京支社 東京北支店長 平成8年9月 同社東京支社 東京新都心支店長 平成14年10月 同社関東甲信越本部 新潟支店長 平成16年9月 同社首都圏本部 首都圏第1支店長 平成18年10月 同社東北本部長 平成21年9月 同社近畿圏本部長（現任） 平成24年3月 当社監査役就任（現任）	(注)9	-
監査役	-	鎌倉 寛保	昭和22年1月27日生	昭和46年11月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社 昭和48年5月 公認会計士 登録 昭和58年5月 同監査法人社員 平成2年5月 同監査法人代表社員 平成25年3月 当社監査役 就任（現任）	(注)9	-
計						2,859

- (注) 1. 監査役山田庸男氏、大屋均氏、鎌倉寛保氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 取締役井内繁俊は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役藤尾英雄は、代表取締役藤尾政弘の長男であります。
4. 取締役藤尾政弘、厨子裕介、藤尾英雄の任期は、平成24年3月29日開催の定時株主総会から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 取締役九鬼祐一郎の任期は、平成25年3月28日開催の定時株主総会から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 取締役井内繁俊の任期は、平成24年3月29日開催の定時株主総会から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
7. 監査役新居邦晴の任期は、平成22年3月30日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。なお、新居邦晴は、平成24年3月29日開催の定時株主総会の終結の時をもって辞任した監査役田中成和の補欠として選任されたものであります。
8. 監査役山田庸男の任期は、平成24年3月29日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
9. 監査役大屋均、鎌倉寛保の任期は、平成25年3月28日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

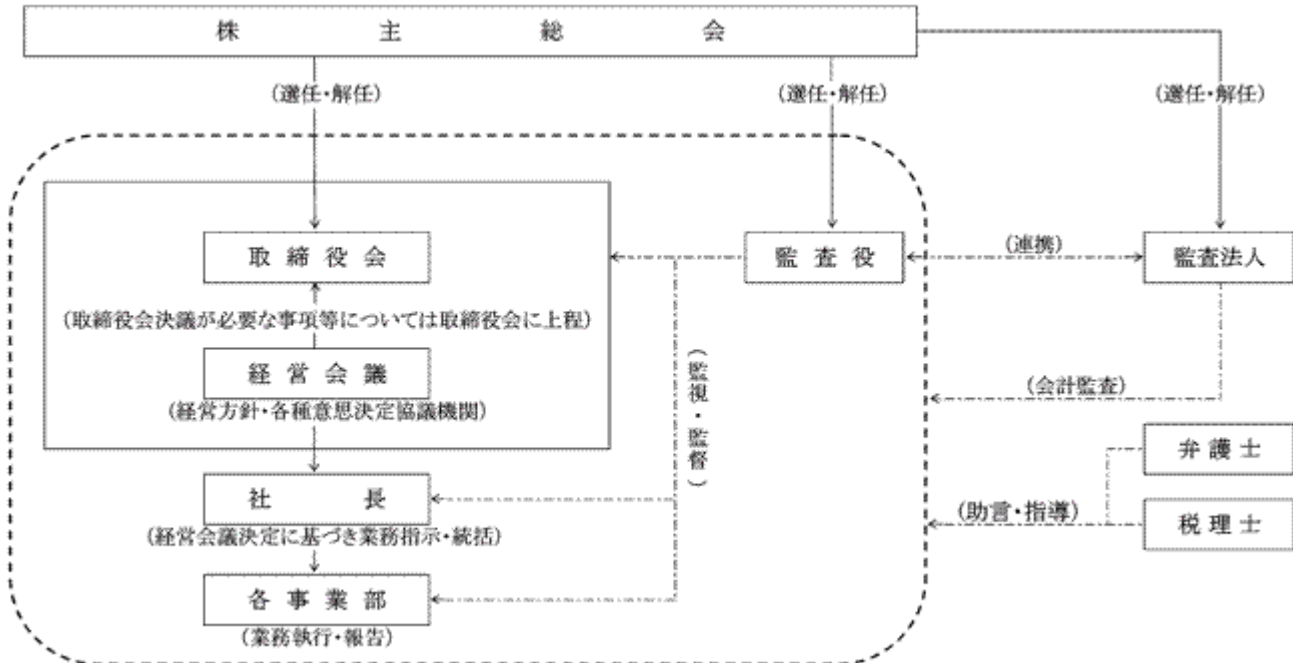
当社は、株主利益最大化のため、健全かつ効率的な経営を図り、経営の意思決定と業務執行が行えるようにコーポレート・ガバナンス体制を構築すべきであると考えております。そして、株主の皆様に対し、一層の経営の透明性を高め、公正な経営を実現することを目指しております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

#### イ 会社の機関の基本説明

当社は大会社として監査役（会）制度を採用しており、当社の機関たる株主総会、取締役会（5名で構成）、会計監査人制度と横断的に連携・牽制して、取締役会の構成員たる各取締役に対するチェック機能を働かせております。監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役（会社法で定められる社外監査役）3名の計4名で構成され、監査機能の維持強化に取り組んでおります。具体的には、必要に応じて各監査役が会計監査人に諮問する等平時より連携を密にすることにより、業務監査、会計監査、取締役会に対するチェック機能について有効に機能するように務めるものであります。取締役会及び取締役会メンバー全員が常任メンバーとなっている経営会議につきましても、定例会議において、取締役間の情報伝達、意思の疎通・共有を行うと同時に、取締役相互の業務遂行状況を相互に管理監督いたしております。

#### ロ <業務執行・経営の監視及び内部統制システムの状況>



#### ハ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制のシステムといたしましては、平成22年6月30日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針として次のとおり決議しております。取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について決定した基本方針の概要は以下のとおりです。

##### 第1．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの基本原則を設け次のとおり定めている。

- 1．取締役および使用人は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。当社は、このような認識に基づき、社会規範、倫理そして法令などの遵守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。
- 2．取締役は、この実践のため経営理念、社是、社訓に従い、企業倫理の遵守および浸透を率先垂範して行う。
- 3．社内にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立・強化を図る。



## 第2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1．取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）、その他の重要な情報を別に定める社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存しかつ管理する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
  - (1) 株主総会議事録と関連資料
  - (2) 取締役会議事録と関連資料
  - (3) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
  - (4) 取締役を決定者とする決定資料および付属書類
  - (5) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- 2．取締役会議長は、上記1．に定める情報の保存および管理を監視・監督する責任者（以下、「統制監視責任者」という。）となる。
- 3．経営管理本部長は、統制監視責任者を補佐する。また、上記1．に定める文書その他の情報の保存および管理について指導を行うものとし、経営管理本部内に上記情報管理の担当者を置く。

## 第3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1．取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすリスクに対処すべくリスク管理体制の実践的運用を行う。
- 2．社内にはリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の整備、問題点の把握、必要な見直しおよび危機発生時の対応を検討し、取締役会に報告する。

## 第4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1．取締役・監査役・執行役員・各本部長等で構成する経営会議を原則毎週開催し、役員人事、組織、事業計画等全社的な意思決定事項について、慎重に協議・決定し、必要な議案は取締役会に上程する。
- 2．取締役会は、原則毎月1回開催し、重要な項目についての意思決定を行う。
- 3．各部門長は、取締役会の意思決定に基づき具体的な業務打ち合わせを行い、打ち合わせに基づき、業務を展開する体制とする。

## 第5．使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1．使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、経営理念、社是、社訓の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
- 2．代表取締役および業務執行を担当する取締役に、使用人に対する危機管理に係る教育・啓発を行わせる。

## 第6．当該株式会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団として業務の適正を確保するため、代表取締役および業務執行を担当する取締役は、社会規範に照らし企業集団が経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。

## 第7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 1．当社は、当社の規模から、当面、監査役の職務を補助すべき使用人を置かない。
- 2．経営管理本部は、監査役から調査の委嘱を受け、監査役の職務を補助するものとする。

第8．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1．代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- 2．以下の事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
  - (1) 当社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
  - (2) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

第9．その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1．常勤監査役は、取締役および使用人から、重要事項について、常に報告を受け、また調査を必要とする場合には当社従業員に要請して、監査が効率的に行われる体制とする。
- 2．特に財務上の問題については、会計監査人との面談の場を年4回程度持ち、問題点につき協議する。このような体制で、監査がより実効的に行われることを確保する。

第10．財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1．取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役を適切に監督する。
- 2．代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制システムの整備運用状況を調査・検討・評価し、不備があれば、これを是正していく体制の維持・向上を図る。

二 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、監査部（専任の部長含め1名）が内部監査規程に基づき、当社の各部署及び店舗の業務が法令、定款及び社内規程に従い、適正かつ有効に運営されているかを監視しております。各監査役は、必要に応じて会計監査人に諮問する等平時より連携を密にすることにより、監査役監査及び会計監査の相互連携を図っており、具体的には、監査役監査では監査役会で作成した監査方針・監査計画に基づき、取締役会の他必要に応じた会議等への出席、取締役・執行役員からの職務の執行状況の聴取、重要な書類・稟議書の閲覧等により、取締役・執行役員及び各部門の業務遂行状況の監査を実施しております。当社といたしましては、以上の各監査の結果に基づいて適正な指導を行い、業務に関する不正の防止及び早期発見など、業務の適正な遂行に努めております。

ホ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は須永真樹（継続監査年数5年）、佐藤健文（継続監査年数4年）の2名であり、両人は優成監査法人に所属しております。

なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士補等2名、その他の者3名であります。

#### へ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社では社外取締役及び社外監査役を選任しております。

- ・社外取締役井内繁俊氏は大株主であるサッポロビール株式会社の執行役員に就任した経歴があります。当社は飲料等の仕入にあたり、同社商品の取扱いを行っております。
- ・社外監査役山田庸男氏は当社と法律顧問契約を締結している梅ヶ枝中央法律事務所の代表社員であります。
- ・社外監査役大屋均氏は大株主であるサッポロビール株式会社の執行役員を兼任しております。当社は飲料等の仕入にあたり、同社商品の取扱いを行っております。

いずれについても、当社と当該社外取締役及び社外監査役、その所属する法人等の団体との関係に鑑み、社外取締役・社外監査役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

社外取締役井内繁俊氏はサッポロビール株式会社執行役員としての豊富な業務経験を有しており、当社の社外監査役として外部からの視点で適切な意見を提言してきたことから、取締役会の意思決定を行う上で業務執行を行う経営陣から独立した立場での適切な助言と提言が可能であると判断しているため、社外取締役として選任しております。

また、同氏を当社の経営を担う独立役員として適任と判断し、当社独立役員に指定しております。

社外監査役につきましては、大屋均氏、山田庸男氏、鎌倉寛保氏に就任頂いており、大屋氏は、サッポロビール株式会社（当社は飲料等の仕入にあたり、同社商品の取扱いを行っております。）の執行役員を兼務されており、豊富な経験と知見を有していることから社外監査役として選任しております。また、山田氏（当事業年度末におきまして、当社株式10株を保有する株主であります）は、当社顧問弁護士事務所の所属弁護士であり、社外監査役としての十二分な資質に加え、法律的知識・経験の点からも、当社にとって重要な役割を果たして頂いております。鎌倉寛保氏は公認会計士としての長年の経験から企業経営に関する幅広い知識と高い見識を有するとともに、会計に関する専門的知見を有しております。その知見・見識と社外監査役としての客観的な立場から当社経営に対して中立的・公正的な意見を期待できるものと判断して、社外監査役として選任しております。こちらのにおかれましては、既に相当の経歴等を有しておられ、当社に対する独立性は確保されており、選任状況につきましても、適正公平に行っております。

さらに、内部監査、監査役監査、会計監査との相互連携や内部統制部門との関係につきましても、先述致しましたとおり、密な連携を取り、相互の垣根なく具体的な意見交換・情報共有が行われており、社外監査役として誠に適任であると考えております。

#### リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制としては、取締役会の管理監督機能、監査役の監査機能を充実させることにより、業務運営に係る全てのリスクについて適切に管理・対応できる体制を構築しております。

なお、重要な法的問題その他法務に関する相談やコンプライアンスに関する事象につきましては、各種専門分野に応じた複数の弁護士事務所と顧問契約を締結し、当該顧問弁護士に随時相談、並びにアドバイスを受けることができる体制としております。また、重要な会計的課題に関する事象につきましては会計監査人に相談し、適時適切なアドバイスを受けております。

#### 役員報酬の内容

当社の社外取締役を除く取締役に対する報酬の内容は、年間報酬総額106,733千円（基本報酬額106,733千円、退職慰労金制度はなく、よって当事業年度への引当金繰入額はございません）、対象となる員数は4名であります。

当社の社外監査役を除く監査役に対する報酬の内容は、年間報酬総額6,250千円（基本報酬額6,250千円、退職慰労金制度はなく、よって当事業年度への引当金繰入額はございません）、対象となる員数は2名であります。

当社の社外監査役に対する報酬の内容は、年間報酬総額6,300千円（基本報酬額6,300千円、退職慰労金制度はなく、よって当事業年度への引当金繰入額はございません）、対象となる員数は1名であります。

また、使用人分給与のうち重要なものの内容につきましても年間総額20,306千円、対象となる員数は2名であります。

そして、役員報酬の額又は算定方法の決定方針の内容及び決定方法につきましては、株主総会によって報酬の総額（枠）を決定し、配分は取締役会及び監査役に対しては監査役会に一任することとなっており、使用人兼取締役の場合は、使用人として受ける給与の体系が明確に確立されております。

会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近の1年間における実施状況

当社は、定例の取締役会を毎月開催する他、経営の意思決定の迅速性・正確性を高めるため取締役・監査役・執行役員・各部長等がメンバーとなっている経営会議を毎週開催しており、これにより変化の激しい経営環境に迅速に対応するよう努めております。

また、社外に対してはタイムリーな情報開示を重視し、IR活動、広報活動、インターネット等を通じた積極的かつ機能的な情報開示に努めております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また取締役の選任については、累積投票によらない旨定款に定めております。

#### 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役につき、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、及び、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる（但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。）旨、定款に定めております。

また、監査役につき、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、及び、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる（但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。）旨、定款で定めております。

これらは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであり、社外監査役においてはその就任を容易にし、また、社外監査役として職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### 会計監査人の責任限定契約

当社は、会社法第427条1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる（但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。）旨、定款で定めております。

これは、会計監査人の選定を容易にし、また、会計監査人として職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、中間配当金については株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

#### 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

8銘柄 202,977千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）	保有目的
株式会社池田泉州ホールディングス	1,186,609	134,086	資金調達などの取引関係維持
株式会社紀陽ホールディングス	295,000	35,400	同上
株式会社南都銀行	117,000	49,959	同上
株式会社常陽銀行	13,000	4,420	同上
株式会社りそなホールディングス	1,033	354	同上
株式会社ファーストリテイリング	100	1,400	他社事業研究
株式会社サンマルクホールディングス	100	296	同上
株式会社吉野家ホールディングス	1	108	同上
スターバックスコーヒージャパン株式会社	1	49	同上

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社池田泉州ホールディングス	237,322	116,999	資金調達などの取引関係維持
株式会社紀陽ホールディングス	295,000	37,170	同上
株式会社南都銀行	117,000	45,747	同上
株式会社りそなホールディングス	1,035	405	同上
株式会社ファーストリテイリング	100	2,184	他社事業研究
株式会社サンマルクホールディングス	100	307	同上
株式会社吉野家ホールディングス	1	105	同上
スターバックスコーヒージャパン株式会社	1	58	同上

八．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

二．投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

ホ．投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

## (2) 【監査報酬の内容等】

### 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	24,000	1,500	23,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	24,000	1,500	23,000	-

### 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

### 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるアニュアル・レポート作成導入業務であります。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

### 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、会社の規模・業務の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）の連結財務諸表及び第14期（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）の財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の新設及び変更に関する情報を収集しております。また、公益財団法人財務会計基準機構等によるセミナー等に参加しております。

1【連結財務諸表等】  
(1)【連結財務諸表】  
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,815,472	4,130,161
売掛金	331,597	303,319
たな卸資産	87,709	94,301
繰延税金資産	115,891	85,404
その他	939,316	921,346
貸倒引当金	78,459	48,408
流動資産合計	4,211,528	5,486,125
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,740,769	7,056,061
減価償却累計額	2,951,401	3,114,718
減損損失累計額	333,409	256,681
建物及び構築物（純額）	3,455,957	3,684,661
工具、器具及び備品	2,210,604	2,405,258
減価償却累計額	1,691,137	1,836,828
減損損失累計額	36,845	17,801
工具、器具及び備品（純額）	482,620	550,628
土地	98,139	111,221
建設仮勘定	30,659	104,660
その他	222,161	257,970
減価償却累計額	76,926	118,192
その他（純額）	145,234	139,777
有形固定資産合計	4,212,613	4,590,949
無形固定資産	24,279	44,218
投資その他の資産		
投資有価証券	233,217	211,279
繰延税金資産	468,159	308,043
敷金及び保証金	3,134,459	3,090,711
その他	490,218	500,682
貸倒引当金	76,558	51,605
投資その他の資産合計	4,249,496	4,059,111
固定資産合計	8,486,389	8,694,279
繰延資産	41,564	46,971
資産合計	12,739,482	14,227,376



	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	859,932	968,223
1年内返済予定の長期借入金	6, 2 1,668,126	6, 2 1,232,909
未払金	748,349	851,484
未払法人税等	178,310	382,994
賞与引当金	47,868	57,676
資産除去債務	22,861	12,780
訴訟損失引当金	31,000	10,000
その他	2 1,374,940	2 1,384,498
流動負債合計	4,931,388	4,900,567
固定負債		
社債	2 1,650,000	2 2,949,999
長期借入金	6, 2 2,021,688	6, 2 1,729,342
リース債務	129,581	114,124
繰延税金負債	-	3,641
資産除去債務	562,245	588,739
その他	660,445	495,272
固定負債合計	5,023,961	5,881,120
負債合計	9,955,350	10,781,688
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,185,892	1,200,559
資本剰余金	1,065,638	1,080,305
利益剰余金	580,190	1,198,680
株主資本合計	2,831,720	3,479,544
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	27,674	40,548
為替換算調整勘定	32,734	19,224
その他の包括利益累計額合計	60,408	59,772
新株予約権	2,846	8,626
少数株主持分	9,973	17,288
純資産合計	2,784,132	3,445,687
負債純資産合計	12,739,482	14,227,376

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1 日 至 平成24年12月31日)
売上高	21,031,818	22,846,536
売上原価	7,071,128	7,561,975
売上総利益	13,960,690	15,284,561
販売費及び一般管理費		
役員報酬	116,882	119,283
給料及び手当	4,891,738	5,281,190
賞与	36,996	56,149
法定福利費	299,161	301,319
地代家賃	2,774,746	2,874,916
減価償却費	765,920	823,169
水道光熱費	1,177,395	1,241,745
消耗品費	720,058	791,568
貸倒引当金繰入額	11,246	1,508
賞与引当金繰入額	47,868	57,676
その他	1,851,226	1,932,495
販売費及び一般管理費合計	12,693,240	13,478,005
営業利益	1,267,449	1,806,556
営業外収益		
受取利息	3,181	6,500
賃貸収入	118,020	114,209
その他	29,484	40,563
営業外収益合計	150,686	161,272
営業外費用		
支払利息	96,212	72,455
社債利息	32,149	32,187
持分法による投資損失	70,470	23,567
賃貸収入原価	112,883	115,742
その他	27,748	40,045
営業外費用合計	339,464	283,999
経常利益	1,078,671	1,683,829
特別利益		
債務免除益	74,886	-
受取保険金	16,825	7,380
受取和解金	7,500	48,241
権利譲渡益	33,333	-
その他	10,417	3,136
特別利益合計	142,963	58,758
特別損失		
店舗解約損	1 93,348	1 90,598
固定資産除却損	2 58,362	2 73,844
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	251,833	-
減損損失	3 288,520	3 122,797
加盟契約解除損	32,700	-
訴訟和解金	400	5,200
その他	18,721	24,477
特別損失合計	743,886	316,918
税金等調整前当期純利益	477,748	1,425,670
法人税、住民税及び事業税	299,619	501,650

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
過年度法人税等	-	10,468
法人税等調整額	89,358	198,472
法人税等合計	210,260	710,591
少数株主損益調整前当期純利益	267,488	715,078
少数株主利益	5,014	5,261
当期純利益	262,474	709,817

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	267,488	715,078
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	432	12,873
為替換算調整勘定	628	15,675
持分法適用会社に対する持分相当額	34,967	111
その他の包括利益合計	34,772	2,689
包括利益	232,716	717,768
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	227,365	710,453
少数株主に係る包括利益	5,350	7,314

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	1,173,734	1,185,892
当期変動額		
新株の発行	12,157	14,667
当期変動額合計	12,157	14,667
当期末残高	1,185,892	1,200,559
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	1,053,480	1,065,638
当期変動額		
新株の発行	12,157	14,667
当期変動額合計	12,157	14,667
当期末残高	1,065,638	1,080,305
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	408,592	580,190
当期変動額		
剰余金の配当	90,876	91,328
当期純利益	262,474	709,817
当期変動額合計	171,598	618,489
当期末残高	580,190	1,198,680
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	2,635,807	2,831,720
当期変動額		
新株の発行	24,315	29,334
剰余金の配当	90,876	91,328
当期純利益	262,474	709,817
当期変動額合計	195,913	647,823
当期末残高	2,831,720	3,479,544
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	27,242	27,674
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	432	12,873
当期変動額合計	432	12,873
当期末残高	27,674	40,548
<b>為替換算調整勘定</b>		
当期首残高	1,941	32,734
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34,676	13,510
当期変動額合計	34,676	13,510
当期末残高	32,734	19,224

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	25,300	60,408
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	35,108	636
<b>当期変動額合計</b>	35,108	636
当期末残高	60,408	59,772
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	2,899	2,846
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	52	5,780
<b>当期変動額合計</b>	52	5,780
当期末残高	2,846	8,626
<b>少数株主持分</b>		
当期首残高	4,623	9,973
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,350	7,314
<b>当期変動額合計</b>	5,350	7,314
当期末残高	9,973	17,288
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	2,618,029	2,784,132
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	24,315	29,334
剰余金の配当	90,876	91,328
当期純利益	262,474	709,817
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29,810	13,731
<b>当期変動額合計</b>	166,102	661,555
当期末残高	2,784,132	3,445,687

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	477,748	1,425,670
減価償却費	826,091	896,502
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	251,833	-
貸倒引当金の増減額（ は減少）	154,469	55,004
賞与引当金の増減額（ は減少）	14,168	9,808
訴訟和解金	400	5,200
受取利息及び受取配当金	8,458	11,697
支払利息	96,212	72,455
社債利息	32,149	32,187
支払手数料	9,823	13,023
社債発行費	12,291	15,574
店舗解約損	93,348	90,598
固定資産除却損	58,362	73,844
減損損失	288,520	122,797
受取和解金	7,500	48,241
災害による損失	16,020	-
持分法による投資損益（ は益）	70,470	23,567
有形固定資産売却損益（ は益）	9,221	2,280
売上債権の増減額（ は増加）	14,792	814
たな卸資産の増減額（ は増加）	11,717	6,502
仕入債務の増減額（ は減少）	60,563	107,372
預け金の増減額（ は増加）	110,490	69,435
未収入金の増減額（ は増加）	24,091	78,455
立替金の増減額（ は増加）	2,859	4,271
前渡金の増減額（ は増加）	14,244	-
未払金の増減額（ は減少）	2,267	77,971
前受金の増減額（ は減少）	7,872	276
未払消費税等の増減額（ は減少）	26,197	35,182
その他	114,836	60,501
小計	2,220,999	2,944,373
利息及び配当金の受取額	8,458	11,697
利息の支払額	124,714	100,996
災害による損失の支払額	16,020	-
訴訟和解金の支払額	400	5,200
和解金の受取額	7,500	46,908
法人税等の支払額	435,974	313,854
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,659,849	2,582,927

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	353,754	573,765
定期預金の払戻による収入	288,734	633,756
有形固定資産の取得による支出	950,762	1,359,740
無形固定資産の取得による支出	3,926	18,669
固定資産の除却による支出	72,182	67,140
有形固定資産の売却による収入	11,000	26,178
貸付けによる支出	30,948	103,668
貸付金の回収による収入	13,843	107,695
投資有価証券の取得による支出	6,476	-
投資有価証券の売却による収入	-	5,320
投資不動産の売却による収入	-	58,558
関係会社株式の取得による支出	-	112,063
長期前払費用の取得による支出	13,003	43,595
敷金及び保証金の差入による支出	179,436	233,669
敷金及び保証金の回収による収入	239,883	204,081
その他	852	3,915
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,057,881	1,480,636
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	1,489,685	1,190,000
長期借入金の返済による支出	2,505,969	1,929,262
社債の発行による収入	784,735	2,075,518
社債の償還による支出	650,000	760,000
株式の発行による収入	24,315	29,146
割賦債務の返済による支出	292,378	195,070
リース債務の返済による支出	42,684	59,805
配当金の支払額	90,594	91,919
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,282,890	258,606
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,272	13,781
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	678,650	1,374,679
現金及び現金同等物の期首残高	3,155,451	2,476,801
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,476,801	1 3,851,480



【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

上海藤尾餐飲管理有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

株式会社ホノルルコーヒージャパン

FUJIO FOOD SYSTEM U.S.A CO.,LTD.

株式会社エフエムスペースデザイン

香港藤尾餐飲管理有限公司

FUJIO FOOD SYSTEM FRANCHISING, INC.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金

（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 2社

会社の名称

株式会社ホノルルコーヒージャパン

FUJIO FOOD SYSTEM U.S.A CO.,LTD.

当連結会計年度より、株式会社ホノルルコーヒージャパンは重要性が増したため持分法の適用範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

主要な会社名

株式会社エフエムスペースデザイン

香港藤尾餐飲管理有限公司

FUJIO FOOD SYSTEM FRANCHISING, INC.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、いずれも小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益

剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社は建物（附属設備を除く）については定額法を利用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～41年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## 八 リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする、定額法を採用しております。

### 二 長期前払費用

定額法によっております。

### (3) 重要な繰延資産処理方法

#### 社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

### (4) 重要な引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 訴訟損失引当金

訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担すべき金額を計上しております。

### (5) 重要なヘッジ会計の方法

#### ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

#### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入利息

#### ヘッジ方針

借入金利の将来の金利変動リスクをヘッジする目的にのみ取引を限定する方針であります。

#### ヘッジの有効性評価の方法

当社の行っている金利スワップ取引は、その全てが特例処理の要件を満たしているため、その判定をもってヘッジ有効性評価の判定に代えております。

### (6) のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

### (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

#### 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

【会計方針の変更】

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

【未適用の会計基準等】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

（連結キャッシュ・フロー計算書）

前連結会計年度において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「受取和解金」、「和解金の受取額」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「受取和解金」7,500千円、「和解金の受取額」7,500千円として独立掲記しております。

【会計上の見積りの変更】

該当事項はありません。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
その他(関係会社株式)	92,735千円	179,314千円

2(1) 担保に供されている資産

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
現金及び預金	148,000千円	83,000千円
敷金及び保証金	52,000	52,000
その他	170,283	100,000
計	370,283	235,000

(2) 対応する債務

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
1年内返済予定長期借入金	566,200千円	605,440千円
長期借入金	922,800	947,730
その他(1年内償還予定社債)	160,000	100,000
社債	240,000	140,000
計	1,889,000	1,793,170

3. たな卸資産

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
商品	25,565千円	30,589千円
原材料及び貯蔵品	62,143	63,711
計	87,709	94,301

4. 保証債務

(1) 金融機関借入の保証

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
	- 千円	株式会社ホノルルコーヒージャパン
計	-	計 191,964千円

(2) リース会社に対するリース債務の保証

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
フランチャイズ加盟店(法人11件)	2,174千円	フランチャイズ加盟店(法人1件) 43千円
計	2,174	計 43

5. 国庫補助金等により取得した資産につき、取得価額から控除されている圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
工具、器具及び備品	21,489千円	21,489千円

6. 財務制限条項

借入金の内3契約について、以下の財務制限条項が付されております。

(1) 実行可能期間付タームローン契約

平成22年7月30日契約分

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
貸出限度額	350,000千円	350,000千円
借入実行残高	350,000	350,000
差引残高	-	-

上記の実行可能期間付タームローン契約には下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び期限の利益に一部制限を受ける可能性がある財務制限条項が付いております。

各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成21年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。

各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

(2) 実行可能期間付タームローン契約

平成23年6月30日契約分

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
貸出限度額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	500,000	500,000
差引残高	-	-

上記の実行可能期間付タームローン契約には下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び期限の利益に一部制限を受ける可能性がある財務制限条項が付いております。

各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成22年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。

各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

(3) 平成24年3月28日付契約長期借入金

長期借入金 510,000千円(うち1年内返済予定の長期借入金120,000千円)

各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成22年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。

各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

、いずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び借入人が保有する商標権又は定期預金に対し、担保権設定の請求を受ける可能性があります。

(連結損益計算書関係)

1. 店舗解約損の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
賃貸借契約解約損	74,540千円	63,802千円
建物及び構築物除却損	5,084	171
工具、器具及び備品除却損	5,970	1,191
リース解約損	1,073	15,069
その他	6,680	10,363
合計	93,348	90,598

2. 固定資産除却損の内訳は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
建物及び構築物	53,551千円	68,144千円
工具、器具及び備品	3,051	5,695
その他	1,759	3
合計	58,362	73,844

3. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

用途	種類	場所
営業店舗	建物及び構築物	大阪府他22件
	工具、器具及び備品	
	その他	
全社資産	ソフトウェア	大阪府1件

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基本単位とした資産グループングを行っております。

その結果、継続して営業損失を計上している店舗等について建物及び構築物、工具、器具及び備品等の資産グループの帳簿価額を、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

固定資産の種類	減損損失の金額(千円)
建物及び構築物	241,948
工具、器具及び備品	28,030
その他	18,541
合計	288,520

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値に基づき測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引計算は行っておりません。

当連結会計年度（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日）

用途	種類	場所
営業店舗	建物及び構築物 工具、器具及び備品	大阪府他14件

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基本単位とした資産グループリングを行っております。

その結果、継続して営業損失を計上している店舗等について建物及び構築物、工具、器具及び備品等の資産グループの帳簿価額を、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

固定資産の種類	減損損失の金額（千円）
建物及び構築物	112,671
工具、器具及び備品	10,126
合計	122,797

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値に基づき測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引計算は行っておりません。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金:

当期発生額	16,932千円
組替調整額	169
税効果調整前	17,101
税効果額	4,227
その他有価証券評価差額金	12,873

為替換算調整勘定:

当期発生額	15,675
-------	--------

持分法適用会社に対する持分相当額:

当期発生額	111
その他の包括利益合計	2,689



(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式(注)	45,438	226	-	45,664
合計	45,438	226	-	45,664
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式数の増加226株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	2,846
	合計		-	-	-	-	2,846

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年3月30日 定時株主総会	普通株式	90,876	2,000	平成22年12月31日	平成23年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年3月29日 定時株主総会	普通株式	91,328	利益剰余金	2,000	平成23年12月31日	平成24年3月30日

当連結会計年度（自平成24年1月1日至平成24年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式（注）	45,664	245	-	45,909
合計	45,664	245	-	45,909
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）普通株式の発行済株式数の増加245株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	8,626
合計			-	-	-	-	8,626

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年3月29日 定時株主総会	普通株式	91,328	2,000	平成23年12月31日	平成24年3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	183,636	利益剰余金	4,000	平成24年12月31日	平成25年3月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
現金及び預金勘定	2,815,472千円	4,130,161千円
預入期間が3カ月を超える定期預金	338,671	278,680
現金及び現金同等物	2,476,801	3,851,480

2. 重要な非資金取引の内容

(1) 新たに計上した割賦債務の額

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
割賦債務の額	121,281千円	- 千円

(2) 新たに計上した重要な資産除去債務の額

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
重要な資産除去債務の額	626,148千円	62,851千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

直営事業における店舗設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度(平成23年12月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	2,867	2,867	-	-
工具、器具及び備品	474,604	399,262	17,903	57,438
合計	477,471	402,130	17,903	57,438

(単位：千円)

	当連結会計年度(平成24年12月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	240,500	212,133	11,029	17,337
合計	240,500	212,133	11,029	17,337

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	42,252	19,008
1年超	18,790	-
合計	61,042	19,008
リース資産減損勘定の残高	6,955	2,413

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
支払リース料	108,320	44,611
リース資産減損勘定の取崩額	14,498	7,412
減価償却費相当額	100,335	40,782
支払利息相当額	4,128	1,320
減損損失	1,781	2,871

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
1年内	490,231	514,149
1年超	4,180,841	3,983,978
合計	4,671,073	4,498,128

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブは借入金の変動金利リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、投資有価証券、敷金・保証金があります。預金については、主に普通預金及び定期預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、適切な債権管理を実施する体制としております。投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、当該リスクに関しては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。敷金・保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であり、相手先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、適切な債権管理を実施する体制としております。

金融負債の主なものには、買掛金、未払金、未払法人税等、借入金及び社債があります。買掛金、未払金については、ほとんどが2ヵ月以内の支払い期日であります。借入金及び社債の用途は設備投資であります。

デリバティブは借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれら差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含まれておりません。

前連結会計年度(平成23年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
現金及び預金	2,815,472	2,815,472	-
売掛金	331,597	331,597	-
投資有価証券	233,217	233,217	-
敷金・保証金	3,134,459	2,870,470	263,989
資産計	6,514,746	6,250,757	263,989
買掛金	859,932	859,932	-
未払金	748,349	748,349	-
未払法人税等	178,310	178,310	-
長期借入金	3,689,815	3,682,422	7,393
社債	2,350,000	2,348,469	1,530
負債計	7,826,407	7,817,483	8,923

## 当連結会計年度（平成24年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
現金及び預金	4,130,161	4,130,161	-
売掛金	303,319	303,319	-
投資有価証券	211,279	211,279	-
敷金・保証金	3,090,711	2,892,150	198,560
資産計	7,735,471	7,536,910	198,560
買掛金	968,223	968,223	-
未払金	851,484	851,484	-
未払法人税等	382,994	382,994	-
長期借入金	2,962,251	2,944,042	18,209
社債	3,689,999	3,687,303	2,696
負債計	8,854,954	8,834,048	20,906

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項は、次のとおりであります。

資産

## 現金及び預金、 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

## 敷金・保証金

敷金・保証金の時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

## 買掛金、 未払金、 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 長期借入金、 社債

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入、社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記 デリバティブ取引 参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年以内返済予定の長期借入金は長期借入金に、1年以内償還予定の社債は社債に含めております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成23年12月31日	平成24年12月31日
関係会社株式	92,735	179,314

関係会社株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び有価証券のうち満期のあるものの連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(平成23年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,815,472	-	-	-
売掛金	256,399	75,197	-	-
敷金及び保証金	271,851	461,090	930,511	1,471,006
合計	3,343,723	536,287	930,511	1,471,006

当連結会計年度(平成24年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,130,161	-	-	-
売掛金	264,444	31,165	-	-
敷金及び保証金	288,800	526,860	1,312,943	962,107
合計	4,683,406	558,025	1,312,943	962,107

(注) 売掛金のうち、償還予定額が見込めない債権7,708千円については上表には含めておりません。

(注4) 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(平成23年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
社債	700,000	620,000	570,000	350,000	110,000	-
長期借入金	1,668,126	999,842	516,470	314,071	148,426	42,879
合計	2,368,126	1,619,842	1,086,470	664,071	258,426	42,879

当連結会計年度(平成24年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
社債	740,000	690,000	470,000	230,000	1,559,999	-
長期借入金	1,232,909	746,595	544,196	378,551	60,000	-
合計	1,972,909	1,436,595	1,014,196	608,551	1,619,999	-



(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成23年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,853	1,484	369
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,853	1,484	369
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	224,220	268,514	44,293
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	7,142	9,840	2,697
	小計	231,363	278,354	46,990
合計		233,217	279,838	46,621

(注) 関係会社株式(連結貸借対照表計上額 92,735千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当連結会計年度（平成24年12月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,655	1,484	1,170
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	2,655	1,484	1,170
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	200,322	263,678	63,355
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	8,302	9,840	1,537
	小計	208,624	273,518	64,893
	合計	211,279	275,002	63,722

（注）関係会社株式（連結貸借対照表計上額 179,314千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	5,365	529	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	800,000	-	-
合計	805,365	529	-

5. 売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(平成23年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	104,000	-	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成24年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	85,000	65,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上及び科目名

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
販売費及び一般管理費	-	5,268

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額及び科目名

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
特別利益(新株予約権戻入益)	52	52

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年5月 第5回ストック・オプション	平成18年4月 第6回ストック・オプション	平成20年3月 第7回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 1名 当社従業員 69名	当社取締役 6名 当社監査役 1名 当社従業員 97名	当社取締役 6名 当社従業員 21名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 1,200株	普通株式 1,500株	普通株式 100株
付与日	平成17年5月18日	平成18年4月17日	平成20年3月17日
権利確定条件	総会決議日(平成17年3月30日)以降、権利確定日(平成19年3月31日)まで継続して勤務していること。	総会決議日(平成18年3月29日)以降、権利確定日(平成20年3月31日)まで継続して勤務していること。	総会決議日(平成19年3月29日)以降、権利確定日(平成21年3月31日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 平成17年5月18日 至 平成19年3月31日	自 平成18年4月17日 至 平成20年3月31日	自 平成20年3月17日 至 平成21年3月31日
権利行使期間	平成19年4月1日から 平成24年3月30日まで	平成20年4月1日から 平成25年3月30日まで	平成21年4月1日から 平成29年3月29日まで

	平成24年3月 第8回ストック・オプション	平成24年3月 第9回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社執行役員 4名	当社従業員 224名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 500株	普通株式 500株
付与日	平成24年3月15日	平成24年3月15日
権利確定条件	権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、または従業員たる地位を有すること。但し、任期満了による退任、定年退職またはその他正当な理由がある場合はこの限りではない。	取締役会決議日(平成24年2月24日)以降、権利確定日(平成26年3月14日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	自 平成24年3月15日 至 平成26年3月14日
権利行使期間	平成24年3月16日から 平成28年10月31日まで	平成26年3月15日から 平成30年3月14日まで

(注) ストック・オプションの付与後に行われた株式分割を調整した後の株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成24年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年5月 第5回ストック・オプション	平成18年4月 第6回ストック・オプション	平成20年3月 第7回ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	472	1,243	54
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	2
失効	472	25	1
未行使残	-	1,218	51

	平成24年3月 第8回ストック・オプション	平成24年3月 第9回ストック・オプション
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	-	-
付与	500	500
失効	-	9
権利確定	500	-
未確定残	-	491
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	55	-
失効	-	-
未行使残	445	-

単価情報

	平成17年5月 第5回ストック・オプション	平成17年5月 第6回ストック・オプション	平成18年4月 第7回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	108,675	555,402	150,255
行使時平均株価 (円)	-	-	199,000
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	52,715

	平成24年3月 第8回ストック・オプション	平成24年3月 第9回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	153,000	165,690
行使時平均株価 (円)	216,682	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	26,917

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成24年3月第9回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成24年3月第9回ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	27.088%
予想残存期間 (注) 2	4年
予想配当 (注) 3	2,000円/株
無リスク利子率 (注) 4	0.223%

(注) 1. 4年間(平成20年3月16日の週から平成24年3月15日の週まで)の週次の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去の権利行使実績から合理的に見積ることが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成20年12月期～平成22年12月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債利回りに基づいて算出しております。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
未払事業税	18,011千円	30,069千円
未払事業所税	6,096千円	5,675千円
貸倒引当金繰入超過額	61,216千円	38,455千円
減価償却超過額	34,111千円	3,062千円
長期前払費用償却超過額	15,350千円	11,909千円
ゴルフ会員権評価減否認	1,954千円	1,954千円
事業用定期借地権仲介手数料	1,479千円	1,016千円
土地評価減否認	57,927千円	15,333千円
減損損失否認	145,484千円	85,814千円
税務上の繰越欠損金	10,511千円	-千円
賞与引当金繰入超過額	19,453千円	21,899千円
店舗解約損否認	3,406千円	366千円
関係会社株式評価損	75,819千円	74,871千円
投資有価証券評価損	70,848千円	68,065千円
加盟契約除却損否認	19,620千円	7,931千円
訴訟損失引当金否認	11,770千円	3,797千円
資産除去債務	209,450千円	214,444千円
その他有価証券評価差額金	18,946千円	23,174千円
その他	10,029千円	4,886千円
繰延税金資産小計	791,491千円	612,728千円
評価性引当額	93,701千円	105,494千円
繰延税金資産合計	697,790千円	507,233千円
<b>繰延税金負債</b>		
資産除去債務に対応する除去費用	113,738千円	113,785千円
その他	-千円	3,641千円
繰延税金負債合計	113,738千円	117,426千円
繰延税金資産の純額	584,051千円	389,806千円



2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
法定実効税率	40.6%	40.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.8%	1.8%
住民税均等割	14.0%	5.1%
評価性引当額の増減額	22.0%	0.8%
過年度法人税等	-	0.7%
持分法による投資損益	4.5%	0.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	9.5%	-
その他	0.5%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.0%	49.8%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前連結会計年度

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から回収または支払が見込まれる期間が平成25年1月1日から平成27年12月31日までのものは38.0%に、平成28年1月1日以降のものについては、35.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は45,229千円減少し、法人税等調整額が45,229千円増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約ならびに賃貸用不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5～40年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
期首残高(注)	574,038千円	585,107千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	45,155	56,408
時の経過による調整額	6,954	6,442
資産除去債務の履行による減少額	41,040	46,438
期末残高	585,107	601,520

(注) 前連結会計年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(賃貸等不動産関係)

当社では、大阪府において、賃貸利用している不動産を有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,462千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,383千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)、固定資産売却損は11,968千円(特別損失に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	165,589	164,483
期中増減額	1,106	57,201
期末残高	164,483	107,281
期末時価	150,600	103,000

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少額は減価償却費(1,106千円)であります。当連結会計年度の主な増加額は不動産取得(13,081千円)であり、主な減少額は売却による減少(69,702千円)であります。
3. 賃貸不動産等については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額を採用しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経営管理目的により、事業形態に基づいて複数の事業単位に組織化されており、「直営事業」及び「FC事業」の2つを報告セグメントとしております。

「直営事業」は、国内及び海外において「まいどおおきに食堂」、「串家物語」、「手作り居酒屋かっぽうぎ」、「麺之庄つるまる饅頭」等の運営を行っております。「FC事業」は、主に加盟店の経営指導等の事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

	直営事業 (千円)	FC事業 (千円)	計 (千円)	調整額 (千円)	連結財務諸表 計上額 (千円)
売上高					
外部顧客に対する売上高	19,458,438	1,573,380	21,031,818	-	21,031,818
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	19,458,438	1,573,380	21,031,818	-	21,031,818
セグメント 利益	1,784,307	948,724	2,733,031	1,465,581	1,267,449
セグメント 資産	7,821,644	430,331	8,251,976	4,487,506	12,739,482
その他の項目					
減価償却費	747,666	1,645	749,311	16,609	765,920
有形固定資産及び無形 固定資産の 増加額	215,272	5,669	209,603	113	209,717

- (注) 1. セグメント利益の調整額 1,465,581千円は、主に各報告セグメントに含まれない全社費用であります。全社費用は報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
2. セグメント資産の調整額4,487,506千円は、各報告セグメントに分配していない全社資産であり、主に本社の管理部門に係る資産等であります。
3. 減価償却費の調整額16,609千円は、全社資産に係る減価償却費であります。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額113千円は全社資産の増加額であります。

当連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

	直営事業 (千円)	F C 事業 (千円)	計 (千円)	調整額 (千円)	連結財務諸表 計上額 (千円)
売上高					
外部顧客に対する売上高	21,272,579	1,573,957	22,846,536	-	22,846,536
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	21,272,579	1,573,957	22,846,536	-	22,846,536
セグメント 利益	2,406,620	1,023,560	3,430,180	1,623,624	1,806,556
セグメント 資産	8,320,231	399,606	8,719,838	5,507,537	14,227,376
その他の項目					
減価償却費	796,570	920	797,490	25,678	823,169
有形固定資産 及び無形 固定資産の 増加額	419,731	3,350	416,380	18,106	398,274

- (注) 1. セグメント利益の調整額 1,623,624千円は、主に各報告セグメントに含まれない全社費用であります。全社費用は報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
2. セグメント資産の調整額5,507,537千円は、各報告セグメントに分配していない全社資産であり、主に本社の管理部門に係る資産等であります。
3. 減価償却費の調整額25,678千円は、全社資産に係る減価償却費であります。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 18,106千円は全社資産の減少額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高が10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高が10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

	直営事業 (千円)	F C 事業 (千円)	計 (千円)	調整額 (千円)	連結財務諸表 計上額 (千円)
減損損失	287,174	-	287,174	1,345	288,520

(注) 減損損失の調整額は各報告セグメントに配賦していない全社資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

	直営事業 (千円)	F C 事業 (千円)	計 (千円)	調整額 (千円)	連結財務諸表 計上額 (千円)
減損損失	122,797	-	122,797	-	122,797

(注) 減損損失の調整額は各報告セグメントに配賦していない全社資産に係る減損損失であります。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱ホノルルコーヒー ジャパン	東京都 中央区	50,000	直営店舗 経営	直接 100.0%	役員の兼任	債務保証	191,964	-	-

(注) ㈱ホノルルコーヒージャパンの銀行借入に対して債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の 近親者	藤尾雪恵	-	-	-	-	当社取締役の近親者	不動産の 売却 (注)	24,400	-	-

(注) 不動産の売買価格については、不動産鑑定士の鑑定評価額に基づき決定しております。  
上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。



## ( 1株当たり情報 )

前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり純資産額 60,689 円 21 銭	1株当たり純資産額 74,490 円 24 銭

前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり当期純利益金額 5,759 円 14銭	1株当たり当期純利益金額 15,492 円 78銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 5,733 円 89銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 13,985 円 87銭

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
当期純利益(千円)	262,474	709,817
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	262,474	709,817
期中平均株式数(株)	45,575	45,816
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	145	4,936
(うち転換社債)	(-)	(4,755)
(うち新株予約権)	(145)	(181)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 新株予約権2種類(新株予約権の数 1,297個)	新株予約権 新株予約権1種類(新株予約権の数 1,218個)

(重要な後発事象)

「訴訟の提起」

平成25年1月16日、当社の直営店舗「鶴さんうどん香芝かわら口店」(平成24年8月31日閉店)の建物賃貸借契約の相手方(貸主)である株式会社シバタから建物賃貸借契約解除に伴う債務不履行を理由とする損害賠償請求訴訟の提起を受けております。訴訟の内容は以下のとおりであります。

(1) 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

大阪地方裁判所 平成25年1月16日

(2) 訴訟を提起した者

株式会社 シバタ

(3) 訴訟の内容及び請求額

損害賠償請求訴訟 7,175万円

(4) 訴訟の経緯

平成24年4月16日当社は上記「建物賃貸借契約」に従い原告に6ヶ月前の中途解約の申入れを行い平成24年10月15日「建物賃貸借契約」を中途解約致しましたが、相手方はこれを承認せず、契約解除に伴う債務不履行を理由とする損害賠償請求訴訟の提起を受けております。

(5) 今後の見通し

当社は原告の主張を認めておらず、本件裁判において当社の正当性を主張していく考えであります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
㈱フジオフードシステム	第7回無担保社債	19.3.30	20,000 (20,000)	-	1.21%	無担保	24.3.30
㈱フジオフードシステム	第8回無担保社債	19.9.28	60,000 (60,000)	-	1.39%	担保付社債	24.9.28
㈱フジオフードシステム	第9回無担保社債	21.3.25	250,000 (100,000)	150,000 (100,000)	1.27%	無担保	26.3.25
㈱フジオフードシステム	第10回無担保社債	21.8.25	180,000 (60,000)	120,000 (60,000)	1.16%	無担保	26.8.25
㈱フジオフードシステム	第11回無担保社債	21.12.30	180,000 (60,000)	120,000 (60,000)	第1回利息期間 0.67%以降6ヶ月 TIBOR+0.1%	担保付社債	26.12.30
㈱フジオフードシステム	第12回無担保社債	22.2.25	350,000 (100,000)	250,000 (100,000)	0.93%	無担保	27.2.25
㈱フジオフードシステム	第13回無担保社債	22.8.25	400,000 (100,000)	300,000 (100,000)	0.78%	無担保	27.8.25
㈱フジオフードシステム	第14回無担保社債	22.9.30	160,000 (40,000)	120,000 (40,000)	0.78%	担保付社債	27.9.30
㈱フジオフードシステム	第15回無担保社債	23.3.25	450,000 (100,000)	350,000 (100,000)	0.92%	無担保	28.3.25
㈱フジオフードシステム	第16回無担保社債	23.9.12	300,000 (60,000)	240,000 (60,000)	0.77%	無担保	28.9.12
㈱フジオフードシステム	第17回無担保社債	24.3.12	-	540,000 (120,000)	0.78%	無担保	29.3.10
㈱フジオフードシステム	第1回無担保転換 社債型新株予約権 付社債	24.5.30	-	499,999 (-)	-	無担保	29.5.30
㈱フジオフードシステム	第2回無担保転換 社債型新株予約権 付社債	24.5.30	-	999,999 (-)	-	無担保	29.5.30
合計	-	-	2,350,000 (700,000)	3,689,999 (740,000)	-	-	-

(注) 1. 当期末残高の( )内は、内書きで1年以内償還予定の金額であります。

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回	第2回
発行すべき株式	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償	無償
株式の発行価額(円)	186,037	186,037
発行価額の総額(千円)	499,999	999,999
新株予約権の行使により発行した株式の 発行価額の総額(千円)	-	-
新株予約権の付与割合(%)	100	100
新株予約権の行使期間	自 平成24年5月30日 至 平成29年5月30日	自 平成26年5月30日 至 平成29年5月30日

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)	3年超4年以内(千円)	4年超5年以内(千円)
740,000	690,000	470,000	230,000	1,559,999

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
一年内返済予定の長期借入金	1,668,126	1,232,909	1.482	-
一年内返済予定のリース債務	53,575	66,342	2.222	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,021,688	1,729,342	1.203	H25.1~H29.3
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	129,581	114,124	2.734	H25.1~H29.5
その他有利子負債				
割賦購入未払金	194,715	139,812	3.045	-
割賦購入長期未払金	288,707	148,539	3.114	H25.1~H28.11
合計	4,356,395	3,431,071	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	746,595	544,196	378,551	60,000
リース債務	57,303	32,251	20,262	4,307
その他有利子負債	94,772	33,341	20,425	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	5,464,619	11,039,970	16,917,700	22,846,536
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	325,692	648,463	1,093,575	1,425,670
四半期(当期)純利益金額 (千円)	184,534	352,013	595,073	709,817
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	4,039.45	7,691.31	12,993.72	15,492.78

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	4,039.45	3,652.59	5,300.62	2,501.35

連結会計年度終了後の状況

特記事項はありません。

訴訟

1. 平成21年1月19日、当社と株式会社C&I Holdings(旧株式会社ベンチャー・リンク)とエリア本部3社及び株式会社C&I Holdingsが加盟募集を行った当社以外のブランドの本部4社は、加盟企業21社から、「まいどおおきに食堂」加盟時及び株式会社C&I Holdingsが加盟募集を行った当社以外のブランドにおける加盟時の欺瞞的勧誘及び開店後の指導援助義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟の提起を受けております。訴訟の内容は以下のとおりであります。

(1) 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成21年1月19日

(2) 訴訟を提起した者

「まいどおおきに食堂」加盟企業8社を含む、株式会社C&I Holdingsが加盟募集を行った当社以外のブランドの加盟企業 計21社

(3) 訴訟の内容及び請求額

損害賠償請求訴訟 請求額8億200万円(但し 当社が関係するものは、うち4億1,000万円)

(4) 訴訟の経緯

平成22年2月12日、原告側の1社が提訴を取下げ、その結果 請求額は7億9,900万円(うち当社が関係するもの 3億8,000万円)に減額されております。

(5) 今後の見通し

当社としては、不法行為・契約不履行の事実を認めておらず、本件裁判においては、当社の正当性を引き続き主張してまいります。

2. 平成20年5月12日、当社と株式会社C & I Holdings (旧 株式会社ベンチャー・リンク) 及び「まいどおおきに食堂」エリア本部3社は、「まいどおおきに食堂」加盟企業9社から、「まいどおおきに食堂」加盟募集を行った際の欺瞞的勧誘及び開店後の指導援助義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟の提起を受けております。訴訟の内容は以下のとおりであります。
- (1) 訴訟の提起があった裁判所及び年月日  
東京地方裁判所 平成20年5月12日
  - (2) 訴訟を提起した者  
「まいどおおきに食堂」加盟企業 9社
  - (3) 訴訟の内容及び請求額  
損害賠償請求訴訟 請求額 3億2,199万円
  - (4) 訴訟の経緯  
平成24年12月19日、原告側の1社が提訴を取下げ、その結果 請求額は3億143万円に減額されております。
  - (5) 今後の見通し  
当社としては、不法行為・契約不履行の事実は認めておらず、本件裁判においては、当社の正当性を引き続き主張してまいります。
3. 平成23年5月31日、当社および株式会社C & I Holdings (旧 株式会社ベンチャー・リンク)、及び「まいどおおきに食堂」エリア本部2社、株式会社C & I Holdings が加盟募集を行った当社以外のブランドの本部1社は、「まいどおおきに食堂」加盟時及び株式会社C & I Holdings が加盟募集を行った当社以外のブランドにおける加盟時の欺瞞的勧誘及び開店後の指導援助義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟の提起を受けております。訴訟の内容は以下のとおりであります。
- (1) 訴訟の提起があった裁判所及び年月日  
東京地方裁判所 平成23年5月31日
  - (2) 訴訟を提起したもの  
「まいどおおきに食堂」元加盟企業8社(個人1名を含む)、株式会社C & I Holdings が加盟募集を行った当社以外のブランドの加盟企業1社 計9社
  - (3) 訴訟の内容及び請求額  
損害賠償請求訴訟 請求額3億2,750万円(但し 当社が関係するものは、うち2億6,971万円)
  - (4) 訴訟の内容  
上記原告らが当社他に対し、上記フランチャイズ契約勧誘時の違法性に基づく当該契約自体の無効等を主張して訴えを提起したものであります。
  - (5) 今後の見通し  
当社としては不法行為・契約不履行の事実は認めておらず、本件裁判におきまして当社の正当性を主張していく考えであります。

- 4．平成24年10月4日、当社と株式会社C & I Holdings（旧 株式会社ベンチャーリンク）及びエリア本部3社は、「まいどおおきに食堂」加盟企業1社から、「まいどおおきに食堂」加盟募集を行った際の欺瞞的勧誘及び開店後の指導援助義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟の提起を受けております。訴訟の内容は以下のとおりであります。
- (1) 訴訟の提起があった裁判所及び年月日  
東京地方裁判所 平成24年10月4日
  - (2) 訴訟を提起したもの  
東興産業株式会社
  - (3) 訴訟の内容及び請求額  
損害賠償請求訴訟 請求額5,000万円
  - (4) 訴訟の内容  
上記原告が当社他に対し、上記フランチャイズ契約勧誘時の違法性に基づく当該契約自体の無効等を主張して訴えを提起したものであります。
  - (5) 今後の見通し  
当社としては不法行為・契約不履行の事実は認めておらず、本件裁判におきまして当社の正当性を主張していく考えであります。
- 5．平成25年1月16日、当社の直営店舗「鶴さんうどん香芝かわら口店」（平成24年8月31日閉店）の建物賃貸借契約の相手方（貸主）である株式会社シバタから建物賃貸借契約解除に伴う債務不履行を理由とする損害賠償請求訴訟の提起を受けております。
- 詳細は、連結財務諸表の注記事項「（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1 2,720,866	1 3,992,883
売掛金	331,597	319,592
預け金	513,262	582,697
商品	25,565	30,589
原材料及び貯蔵品	61,456	62,835
前払費用	193,999	194,620
繰延税金資産	115,891	85,404
短期貸付金	9,216	16,170
未収入金	135,947	62,101
立替金	80,640	65,547
その他	34,357	11,699
貸倒引当金	85,082	48,408
流動資産合計	4,137,718	5,375,733
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,306,844	6,610,835
減価償却累計額	2,697,164	2,849,029
減損損失累計額	316,443	248,482
建物(純額)	3,293,236	3,513,324
構築物	402,131	388,649
減価償却累計額	252,251	261,682
減損損失累計額	16,965	8,198
構築物(純額)	132,914	118,767
機械及び装置	4,263	3,764
減価償却累計額	4,025	3,561
減損損失累計額	209	178
機械及び装置(純額)	29	24
車両運搬具	3,220	2,974
減価償却累計額	2,916	2,772
車両運搬具(純額)	303	201
工具、器具及び備品	5 2,188,965	5 2,381,461
減価償却累計額	1,678,339	1,825,387
減損損失累計額	36,845	17,801
工具、器具及び備品(純額)	473,779	538,271
土地	98,139	111,221
リース資産	209,540	246,094
減価償却累計額	66,555	111,679
減損損失累計額	3,220	-
リース資産(純額)	139,765	134,415
建設仮勘定	30,659	104,660
その他	5,136	5,136
有形固定資産合計	4,173,964	4,526,022



	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	13,236	33,174
電話加入権	11,043	11,043
無形固定資産合計	24,279	44,218
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	233,217	211,279
関係会社株式	193,400	305,463
出資金	72	72
長期貸付金	34,073	23,092
長期営業債権	4 75,987	4 42,374
長期前払費用	13,408	32,952
繰延税金資産	468,159	308,043
長期預金	1 100,000	1 100,000
敷金及び保証金	1 3,133,049	1 3,085,335
投資不動産(純額)	3, 1 70,283	3, 1 -
その他	103,659	127,697
貸倒引当金	76,558	56,424
投資その他の資産合計	4,348,752	4,179,886
<b>固定資産合計</b>	<b>8,546,996</b>	<b>8,750,128</b>
<b>繰延資産</b>		
社債発行費	41,564	46,971
繰延資産合計	41,564	46,971
<b>資産合計</b>	<b>12,726,279</b>	<b>14,172,833</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	854,501	958,810
1年内返済予定の長期借入金	6, 1 1,651,365	6, 1 1,220,813
1年内償還予定の社債	1 700,000	1 740,000
リース債務	53,575	66,342
未払金	747,148	843,688
割賦購入未払金	194,715	139,812
未払費用	304,110	278,481
未払法人税等	177,248	367,507
前受金	538	814
預り金	51,346	53,869
前受収益	7,119	7,109
未払消費税等	56,664	89,306
資産除去債務	22,861	12,780
賞与引当金	47,868	57,676
訴訟損失引当金	31,000	10,000
その他	5,004	5,425
流動負債合計	4,905,067	4,852,438
<b>固定負債</b>		
社債	1 1,650,000	1 2,949,999

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
長期借入金	6, 1 2,010,868	6, 1 1,729,342
リース債務	129,581	114,124
リース資産減損勘定	6,955	2,413
割賦購入長期未払金	288,707	148,539
長期預り保証金	364,782	344,319
資産除去債務	562,245	588,739
固定負債合計	5,013,141	5,877,479
負債合計	9,918,209	10,729,917
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,185,892	1,200,559
資本剰余金		
資本準備金	1,065,638	1,080,305
資本剰余金合計	1,065,638	1,080,305
利益剰余金		
利益準備金	18,000	18,000
その他利益剰余金		
別途積立金	184,644	184,644
繰越利益剰余金	378,723	991,326
利益剰余金合計	581,368	1,193,971
株主資本合計	2,832,898	3,474,836
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	27,674	40,548
評価・換算差額等合計	27,674	40,548
新株予約権	2,846	8,626
純資産合計	2,808,070	3,442,915
負債純資産合計	12,726,279	14,172,833

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
売上高		
直営店売上高	19,246,296	21,003,821
フランチャイズ収入	1,573,380	1,593,265
売上高合計	20,819,677	22,597,086
売上原価		
直営店売上原価		
商品期首たな卸高	27,124	25,565
期首原材料たな卸高	58,766	51,613
当期商品仕入高	624,095	672,003
当期原材料仕入高	5,795,299	6,299,557
たな卸資産評価損	9,697	-
合計	6,514,982	7,048,740
商品期末たな卸高	25,565	30,589
期末原材料たな卸高	51,613	53,703
直営店売上原価	6,437,802	6,964,447
フランチャイズ収入原価	574,111	520,274
売上原価合計	7,011,914	7,484,721
売上総利益	13,807,762	15,112,365
販売費及び一般管理費		
役員報酬	116,882	119,283
給料及び手当	4,899,311	5,293,048
法定福利費	291,994	290,396
地代家賃	2,738,850	2,830,278
減価償却費	759,140	817,901
求人費	71,598	67,791
旅費及び交通費	63,906	76,729
水道光熱費	1,169,132	1,231,123
消耗品費	715,282	783,098
貸倒引当金繰入額	17,869	3,313
賞与引当金繰入額	47,868	57,676
その他	1,686,258	1,749,600
販売費及び一般管理費合計	12,578,096	13,313,615
営業利益	1,229,666	1,798,749
営業外収益		
受取利息	1,643	3,727
賃貸収入	118,020	114,209
受取販売協力金	10,571	13,333
その他	18,349	26,705
営業外収益合計	148,585	157,975

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
<b>営業外費用</b>		
支払利息	93,894	71,034
社債利息	32,149	32,187
社債発行費償却	12,291	15,574
賃貸収入原価	112,883	115,742
その他	15,443	23,142
<b>営業外費用合計</b>	<b>266,662</b>	<b>257,680</b>
経常利益	1,111,589	1,699,044
<b>特別利益</b>		
受取保険金	12,174	7,380
受取和解金	7,500	-
債務免除益	56,085	-
権利譲渡益	33,333	-
その他	10,417	3,136
<b>特別利益合計</b>	<b>119,510</b>	<b>10,516</b>
<b>特別損失</b>		
店舗解約損	1 82,669	1 86,814
固定資産除却損	2 58,357	2 71,743
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	249,127	-
加盟契約解除損	32,700	-
減損損失	3 288,520	3 122,797
関係会社株式評価損	116,803	-
訴訟和解金	400	5,200
その他	16,020	24,477
<b>特別損失合計</b>	<b>844,598</b>	<b>311,033</b>
税引前当期純利益	386,501	1,398,528
法人税、住民税及び事業税	299,603	489,296
過年度法人税等	-	10,468
法人税等調整額	89,358	194,831
法人税等合計	210,244	694,596
<b>当期純利益</b>	<b>176,257</b>	<b>703,931</b>

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	1,173,734	1,185,892
当期変動額		
新株の発行	12,157	14,667
当期変動額合計	12,157	14,667
当期末残高	1,185,892	1,200,559
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	1,053,480	1,065,638
当期変動額		
新株の発行	12,157	14,667
当期変動額合計	12,157	14,667
当期末残高	1,065,638	1,080,305
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	18,000	18,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	18,000	18,000
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>別途積立金</b>		
当期首残高	184,644	184,644
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	184,644	184,644
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	293,342	378,723
当期変動額		
剰余金の配当	90,876	91,328
当期純利益	176,257	703,931
当期変動額合計	85,381	612,603
当期末残高	378,723	991,326
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	2,723,201	2,832,898
当期変動額		
新株の発行	24,315	29,334
剰余金の配当	90,876	91,328
当期純利益	176,257	703,931
当期変動額合計	109,696	641,937
当期末残高	2,832,898	3,474,836

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	27,242	27,674
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	432	12,873
当期変動額合計	432	12,873
当期末残高	27,674	40,548
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	27,242	27,674
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	432	12,873
当期変動額合計	432	12,873
当期末残高	27,674	40,548
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	2,899	2,846
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	52	5,780
当期変動額合計	52	5,780
当期末残高	2,846	8,626
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	2,698,858	2,808,070
当期変動額		
新株の発行	24,315	29,334
剰余金の配当	90,876	91,328
当期純利益	176,257	703,931
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	485	7,093
当期変動額合計	109,211	634,844
当期末残高	2,808,070	3,442,915

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券
    - 時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
    - 時価のないもの  
移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
商品、原材料及び貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
定率法  
ただし、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～41年
構築物	10～20年
機械装置	8～9年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～15年
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
  - (3) リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
  - (4) 長期前払費用  
定額法を採用しております。
4. 繰延資産の処理方法
  - (1) 社債発行費  
社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 訴訟損失引当金  
訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込額を計上しております。
  - (3) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度の負担すべき金額を計上しております。
6. ヘッジ会計の方法  
ヘッジ会計の方法  
金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。  
ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段...金利スワップ取引  
ヘッジ対象...借入利息  
ヘッジ方針  
借入金利の将来の金利変動リスクをヘッジする目的にのみ取引を限定する方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

当社の行っている金利スワップ取引は、その全てが特例処理の要件を満たしているため、その判定をもってヘッジ有効性評価の判定に代えております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

【会計方針の変更】

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

【会計上の見積りの変更】

該当事項はありません。



【追加情報】

( 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用 )

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」( 企業会計基準第24号 平成21年12月4日 ) 及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」( 企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日 ) を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
現金及び預金	148,000千円	83,000千円
敷金及び保証金	52,000	52,000
長期預金	100,000	100,000
投資不動産	70,283	-
合計	370,283	235,000

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
1年内返済予定長期借入金	566,200千円	605,440千円
長期借入金	922,800	947,730
1年内償還予定社債	160,000	100,000
社債	240,000	140,000
合計	1,889,000	1,793,170

2. 保証債務

(1) 金融機関借入の保証

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
上海藤尾餐飲管理有限公司	27,581千円	上海藤尾餐飲管理有限公司 12,096千円
-	-	株式会社ホノルルコーヒージャパン 191,964
小計	27,581	小計 204,061

(2) リース会社に対するリース債務の保証

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
フランチャイズ加盟店(法人 11件)	2,174千円	フランチャイズ加盟店(法人 1件) 43千円
小計	2,174	小計 43

外貨建保証債務については事業年度末の為替レートにより換算しております。

3.

前事業年度(平成23年12月31日)

投資不動産の減価償却累計額は92,136千円、減損損失累計額は63,940千円であります。

当事業年度(平成24年12月31日)

該当事項はありません。

4.

長期営業債権は、財務諸表等規則第32条第1項第10号に規定する破産更生債権等に準ずる債権であり、通常の債権回収期間内に回収されないこととなった債権であります。

5. 国庫補助金等により取得した資産につき、取得価額から控除されている圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
工具、器具及び備品	21,489千円	21,489千円

6. 財務制限条項

借入金のうち3契約について以下の財務制限条項が付されております。

(1) 実行可能期間付タームローン契約

平成22年7月30日契約分

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
貸出限度額	350,000千円	350,000千円
借入実行残高	350,000	350,000
差引残高	-	-

上記の実行可能期間付タームローン契約には下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び期限の利益に一部制限を受ける可能性がある財務制限条項が付いております。

各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成21年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。

各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

(2) 実行可能期間付タームローン契約

平成23年6月30日契約分

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
貸出限度額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	500,000	500,000
差引残高	-	-

上記の実行可能期間付タームローン契約には下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び期限の利益に一部制限を受ける可能性がある財務制限条項が付いております。

各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成22年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。

各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

(3) 平成24年3月28日付契約長期借入金

長期借入金 510,000千円(うち1年内返済予定の長期借入金120,000千円)

各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成22年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。

各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

、いずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び借入人が保有する商標権又は定期預金に対し、担保権設定の請求を受ける可能性があります。

(損益計算書関係)

1. 店舗解約損の内訳は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
賃貸借契約解約損	74,540千円	60,018千円
建物除却損	122	171
工具、器具及び備品除却損	253	1,191
リース解約損	1,073	15,069
その他	6,680	10,363
合計	82,669	86,814

2. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
建物	53,551千円	68,144千円
工具、器具及び備品	3,046	3,595
その他	1,759	3
合計	58,357	71,743

3. 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度(自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

用途	種類	場所
営業店舗	建物及び構築物 工具、器具及び備品 構築物 その他	大阪府他22件
全社資産	ソフトウェア	大阪府 1件

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基本単位とした資産グルーピングを行っております。

その結果、継続して営業損失を計上している店舗等について建物及び構築物、工具、器具及び備品等の資産グループの帳簿価額を、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

固定資産の種類	減損損失の金額(千円)
建物	236,369
工具、器具及び備品	28,030
構築物	5,578
その他	18,541
合計	288,520

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値に基づき測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引計算は行っておりません。

当事業年度（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日）

用途	種類	場所
営業店舗	建物 工具、器具及び備品 構築物	大阪府他14件

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基本単位とした資産グルーピングを行っております。

その結果、継続して営業損失を計上している店舗等について建物及び構築物、工具、器具及び備品等の資産グループの帳簿価額を、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

固定資産の種類	減損損失の金額（千円）
建物	111,202
工具、器具及び備品	10,126
構築物	1,469
合計	122,797

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値に基づき測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引計算は行っておりません。

（株主資本等変動計算書関係）

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

直営事業における店舗設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度(平成23年12月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	2,867	2,867	-	-
工具、器具及び備品	474,604	399,262	17,903	57,438
合計	477,471	402,130	17,903	57,438

(単位：千円)

	当事業年度(平成24年12月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	240,500	212,133	11,029	17,337
合計	240,500	212,133	11,029	17,337

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	42,252	19,008
1年超	18,790	-
合計	61,042	19,008
リース資産減損勘定の残高	6,955	2,413

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
支払リース料	108,320	44,611
リース資産減損勘定の取崩額	14,498	7,412
減価償却費相当額	100,335	40,782
支払利息相当額	4,128	1,320
減損損失	1,781	2,871

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
1年内	490,231	514,149
1年超	4,180,841	3,983,978
合計	4,671,073	4,498,128

(有価証券関係)

連結財務諸表における注記事項として記載しております。なお、子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式305,463千円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式193,400千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	18,011千円	30,069千円
未払事業所税	6,096千円	5,675千円
貸倒引当金繰入超過額	61,216千円	38,455千円
減価償却超過額	34,111千円	3,062千円
長期前払費用償却超過額	15,350千円	11,909千円
ゴルフ会員権評価減否認	1,954千円	1,954千円
事業用定期借地権仲介手数料	1,479千円	1,016千円
土地評価減否認	57,927千円	15,333千円
減損損失否認	145,484千円	85,814千円
賞与引当金繰入超過額	19,453千円	21,899千円
店舗解約損否認	3,406千円	366千円
関係会社株式評価損	75,819千円	74,871千円
投資有価証券評価損	70,848千円	68,065千円
加盟契約除却損否認	19,620千円	7,931千円
訴訟損失引当金否認	11,770千円	3,797千円
資産除去債務	209,450千円	214,444千円
その他有価証券評価差額金	18,946千円	23,174千円
その他	10,029千円	4,886千円
繰延税金資産小計	780,979千円	612,728千円
評価性引当額	83,189千円	105,494千円
繰延税金資産合計	697,790千円	507,233千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	113,738千円	113,785千円
繰延税金負債合計	113,738千円	113,785千円
繰延税金資産の純額	584,051千円	393,447千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
法定実効税率	40.6%	40.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.2%	1.8%
住民税均等割	17.3%	5.2%
評価性引当額の増減額	23.7%	1.6%
過年度法人税等	- %	0.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	11.7%	- %
その他	1.2%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.4%	49.7%



3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
前事業年度

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から回収または支払が見込まれる期間が平成25年1月1日から平成27年12月31日までのものは38.0%に、平成28年1月1日以降のものについては、35.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は45,229千円減少し、法人税等調整額が45,229千円増加しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約ならびに賃貸用不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5～40年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
期首残高（注）	574,038千円	585,107千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	45,155	56,408
時の経過による調整額	6,954	6,442
資産除去債務の履行による減少額	41,040	46,438
期末残高	585,107	601,520

（注）前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

( 1株当たり情報 )

前事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)		当事業年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)	
1株当たり純資産額	61,431円85銭	1株当たり純資産額	74,806円43銭
1株当たり当期純利益金額	3,867円40銭	1株当たり当期純利益金額	15,364円31銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	3,850円44銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	13,869円90銭

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	当事業年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	176,257	703,931
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	176,257	703,931
期中平均株式数(株)	45,575	45,816
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	145	4,936
(うち転換社債)	(-)	(4,755)
(うち新株予約権)	(145)	(181)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 新株予約権2種類(新株予約権の数1,297個)	新株予約権 新株予約権1種類(新株予約権の数1,218個)

(重要な後発事象)

「訴訟の提起」

平成25年1月16日、当社の直営店舗「鶴さんうどん香芝かわら口店」(平成24年8月31日閉店)の建物賃貸借契約の相手方(貸主)である株式会社シバタから建物賃貸借契約解除に伴う債務不履行を理由とする損害賠償請求訴訟の提起を受けております。訴訟の内容は以下のとおりであります。

(1) 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

大阪地方裁判所 平成25年1月16日

(2) 訴訟を提起した者

株式会社 シバタ

(3) 訴訟の内容及び請求額

損害賠償請求訴訟 7,175万円

(4) 訴訟の経緯

平成24年4月16日当社は上記「建物賃貸借契約」に従い原告に6ヶ月前の中途解約の申入れを行い平成24年10月15日「建物賃貸借契約」を中途解約致しましたが、相手方はこれを承認せず、契約解除に伴う債務不履行を理由とする損害賠償請求訴訟の提起を受けております。

(5) 今後の見通し

当社は原告の主張を認めておらず、本件裁判において当社の正当性を主張していく考えであります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		株式会社池田泉州ホールディングス	237,322	116,999
		株式会社南都銀行	117,000	45,747
		株式会社紀陽ホールディングス	295,000	37,170
		株式会社りそなホールディングス	1,035	405
		株式会社ファーストリテイリング	100	2,184
		その他	102	471
		計	650,559	202,977

【その他】

投資有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (千円)
		(投資信託受益証券) 証券投資信託受益証券(2銘柄)	8,309,676	8,302
		計	8,309,676	8,302

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期末減損 損失累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産								
建物	6,306,844	922,300	618,309	6,610,835	2,849,029	248,482	603,719 (111,202)	3,513,324
構築物	402,131	10,899	24,381	388,649	261,682	8,198	25,045 (1,469)	118,767
機械及び装置	4,263	-	498	3,764	3,561	178	4	24
車両運搬具	3,220	-	246	2,974	2,772	-	99	201
工具、器具及び備品	2,188,968	379,691	187,195	2,381,461	1,825,387	17,801	310,836 (10,125)	538,271
リース資産	209,540	54,228	17,674	246,094	111,679	-	48,125	134,415
土地	98,139	13,081	-	111,221	-	-	-	111,221
建設仮勘定	30,659	1,111,975	1,037,974	104,660	-	-	-	104,660
その他	5,136	-	-	5,136	-	-	-	5,136
有形固定資産計	9,248,901	2,492,175	1,886,279	9,854,797	5,054,113	274,661	987,829 (122,797)	4,526,022
無形固定資産								
ソフトウェア	35,547	28,764	-	64,311	31,136	-	8,825	33,174
電話加入権	11,043	-	-	11,043	-	-	-	11,043
無形固定資産計	46,591	28,764	-	75,354	31,136	-	8,825	44,218
長期前払費用	48,324	34,450	6,340	76,433	43,481	-	8,564	32,952
繰延資産								
社債発行費	68,639	20,981	-	89,621	42,649	-	15,574	46,971
繰延資産計	68,639	20,981	-	89,621	42,649	-	15,574	46,971

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

(1) 直営店の新規出店による増加額

建物 922,300千円

工具、器具及び備品 379,691千円

(2) 直営店の新規出店(予定を含む)に係る増加額

建設仮勘定 1,111,975千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

直営店舗の閉店による減少額

建物 618,309千円

構築物 24,381千円

工具、器具及び備品 187,195千円

3. 「当期償却額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	161,641	11,692	56,612	11,888	104,832
訴訟損失引当金	31,000	10,000	31,000	-	10,000
賞与引当金	47,868	57,676	47,868	-	57,676

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	71,611
預金の種類	
当座預金	1,654,534
普通預金	1,928,428
定期預金	328,680
その他	9,627
小計	3,921,271
合計	3,992,883

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ジェイマックス	31,465
株式会社NBF	27,828
上海藤尾餐飲管理有限公司	16,273
株式会社ビーエムファクトリー	14,307
有限会社ティアンドエイチ	12,822
その他	216,895
合計	319,592

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 366
331,597	2,151,898	2,163,903	319,592	87.1	55.4

(注) 1. 当期発生高には消費税等が含まれております。

商品

品名	金額(千円)
ドリンク	5,875
その他	24,713
合計	30,589

原材料及び貯蔵品

品名	金額(千円)
原材料	
米穀類	3,813
肉類	4,567
野菜・果物類	3,137
魚介類	3,246
加工品類他	38,939
小計	53,703
貯蔵品	
店舗用備品消耗品等	9,132
小計	9,132
合計	62,835

敷金及び保証金

区分	金額(千円)
店舗関係敷金・保証金	2,807,746
事務所関係敷金・保証金	90,937
その他	186,651
合計	3,085,335

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
伊藤忠商事株式会社	528,543
株式会社久世	101,577
株式会社田中幸商店	58,379
東芝テック株式会社	21,620
コカ・コーラウエスト株式会社	20,277
その他	228,411
合計	958,810

未払金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
未払給与	491,925
東芝テック株式会社	28,995
タニコー株式会社	28,145
伊藤忠商事株式会社	26,234
日東工営株式会社	17,692
その他	250,693
合計	843,688

1年内返済予定の長期借入金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	532,200
農林中央金庫	130,000
株式会社りそな銀行	85,000
兵庫県信用農業協同組合連合会	75,000
株式会社紀陽銀行	70,000
その他	328,613
合計	1,220,813

長期借入金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	813,600
株式会社紀陽銀行	155,000
農林中央金庫	150,000
株式会社西日本シティ銀行	130,000
兵庫県信用農業協同組合連合会	120,000
その他	360,742
合計	1,729,342

1年内償還予定の社債

区分	金額(千円)
株式会社りそな銀行	640,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	60,000
株式会社池田泉州銀行	40,000
合計	740,000

社債

区分	金額(千円)
株式会社りそな銀行	1,310,000
株式会社池田泉州銀行	80,000
Pleasant Valley	826,530
Hillcrest, L.P.	520,408
Clear Sky, L.P.	122,448
株式会社三菱東京UFJ銀行	60,000
フラッグシップアセットマネジメント投資組合45号	30,612
合計	2,949,999

(注)発行期、利率等については、「第5 経理の状況」「1 連結財務諸表等」「(1)連結財務諸表」「連結附属明細表」の「社債明細表」に記載しております。



(3) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

1. 平成21年1月19日、当社と株式会社C & I Holdings (旧 株式会社ベンチャー・リンク) とエリア本部3社及び株式会社C & I Holdings が加盟募集を行った当社以外のブランドの本部4社は、加盟企業21社から、「まいどおおきに食堂」加盟時及び株式会社C & I Holdings が加盟募集を行った当社以外のブランドにおける加盟時の欺瞞的勧誘及び開店後の指導援助義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟の提起を受けております。訴訟の内容は以下のとおりであります。
  - (1) 訴訟の提起があった裁判所及び年月日  
東京地方裁判所 平成21年1月19日
  - (2) 訴訟を提起した者  
「まいどおおきに食堂」加盟企業8社を含む、株式会社C & I Holdings が加盟募集を行った当社以外のブランドの加盟企業 計21社
  - (3) 訴訟の内容及び請求額  
損害賠償請求訴訟 請求額 8億200万円(但し 当社が関係するものは、うち4億1,000万円)
  - (4) 訴訟の経緯  
平成22年2月12日、原告側の1社が提訴を取下げ、その結果 請求額は7億9,900万円(うち当社が関係するもの 3億8,000万円)に減額されております。
  - (5) 今後の見通し  
当社としては、不法行為・契約不履行の事実は認めておらず、本件裁判においては、当社の正当性を引き続き主張してまいります。

2. 平成20年5月12日、当社と株式会社C & I Holdings (旧 株式会社ベンチャー・リンク) 及び「まいどおおきに食堂」エリア本部3社は、「まいどおおきに食堂」加盟企業9社から、「まいどおおきに食堂」加盟募集を行った際の欺瞞的勧誘及び開店後の指導援助義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟の提起を受けております。訴訟の内容は以下のとおりであります。
- (1) 訴訟の提起があった裁判所及び年月日  
東京地方裁判所 平成20年5月12日
  - (2) 訴訟を提起した者  
「まいどおおきに食堂」加盟企業 9社
  - (3) 訴訟の内容及び請求額  
損害賠償請求訴訟 請求額 3億2,199万円
  - (4) 訴訟の経緯  
平成24年12月19日、原告側の1社が提訴を取下げ、その結果 請求額は3億143万円に減額されております。
  - (5) 今後の見通し  
当社としては、不法行為・契約不履行の事実は認めておらず、本件裁判においては、当社の正当性を引き続き主張してまいります。
3. 平成23年5月31日、当社および株式会社C & I Holdings (旧 株式会社ベンチャー・リンク)、及び「まいどおおきに食堂」エリア本部2社、株式会社C & I Holdings が加盟募集を行った当社以外のブランドの本部1社は、「まいどおおきに食堂」加盟時及び株式会社C & I Holdings が加盟募集を行った当社以外のブランドにおける加盟時の欺瞞的勧誘及び開店後の指導援助義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟の提起を受けております。訴訟の内容は以下のとおりであります。
- (1) 訴訟の提起があった裁判所及び年月日  
東京地方裁判所 平成23年5月31日
  - (2) 訴訟を提起したもの  
「まいどおおきに食堂」元加盟企業8社(個人1名を含む)、株式会社C & I Holdings が加盟募集を行った当社以外のブランドの加盟企業1社 計9社
  - (3) 訴訟の内容及び請求額  
損害賠償請求訴訟 請求額3億2,750万円(但し 当社が関係するものは、うち2億6,971万円)
  - (4) 訴訟の内容  
上記原告らが当社他に対し、上記フランチャイズ契約勧誘時の違法性に基づく当該契約自体の無効等を主張して訴えを提起したものであります。
  - (5) 今後の見通し  
当社としては不法行為・契約不履行の事実は認めておらず、本件裁判におきまして当社の正当性を主張していく考えであります。

- 4．平成24年10月4日、当社と株式会社C & I Holdings（旧 株式会社ベンチャーリンク）及びエリア本部3社は、「まいどおおきに食堂」加盟企業1社から、「まいどおおきに食堂」加盟募集を行った際の欺瞞的勧誘及び開店後の指導援助義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟の提起を受けております。訴訟の内容は以下のとおりであります。
- (1) 訴訟の提起があった裁判所及び年月日  
東京地方裁判所 平成24年10月4日
  - (2) 訴訟を提起したもの  
東興産業株式会社
  - (3) 訴訟の内容及び請求額  
損害賠償請求訴訟 請求額5,000万円
  - (4) 訴訟の内容  
上記原告が当社他に対し、上記フランチャイズ契約勧誘時の違法性に基づく当該契約自体の無効等を主張して訴えを提起したものであります。
  - (5) 今後の見通し  
当社としては不法行為・契約不履行の事実は認めておらず、本件裁判におきまして当社の正当性を主張していく考えであります。
- 5．平成25年1月16日、当社の直営店舗「鶴さんうどん香芝かわら口店」（平成24年8月31日閉店）の建物賃貸借契約の相手方（貸主）である株式会社シバタから建物賃貸借契約解除に伴う債務不履行を理由とする損害賠償請求訴訟の提起を受けております。  
詳細は、財務諸表の注記事項「（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	該当なし
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL ( <a href="http://www.fujio-food.com/">http://www.fujio-food.com/</a> )
株主に対する特典	年2回、6月30日、12月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し、所有株式数1株に3,000円相当、2株以上6,000円相当、5株以上12,000円相当の自社取扱商品を贈呈する。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第13期）（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）平成24年3月30日近畿財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書  
事業年度（第13期）（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書。  
平成24年5月8日近畿財務局長に提出
- (3) 有価証券報告書の訂正報告書の確認書  
確認書（上記(2)有価証券報告書の訂正報告書の確認書）平成24年5月8日近畿財務局長に提出
- (4) 内部統制報告書及びその添付書類  
平成24年3月30日近畿財務局長に提出
- (5) 四半期報告書及び確認書  
（第14期第1四半期）（自平成24年1月1日至平成24年3月31日）平成24年5月14日近畿財務局長に提出  
（第14期第2四半期）（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）平成24年8月13日近畿財務局長に提出  
（第14期第3四半期）（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）平成24年11月12日近畿財務局長に提出
- (6) 臨時報告書  
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に  
基づく臨時報告書 平成24年3月30日近畿財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書及びその添付書類  
平成24年5月14日近畿財務局長に提出
- (8) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成24年5月23日近畿財務局長に提出  
平成24年5月14日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 3月22日

株式会社フジオフードシステム

取締役会 御中

### 優成監査法人

指定社員 公認会計士 須永 真樹 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐藤 健文 印  
業務執行社員

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジオフードシステムの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジオフードシステム及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フジオフードシステムの平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社フジオフードシステムが平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

(注) 2 . 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成25年3月22日

株式会社フジオフードシステム

取締役会 御中

### 優成監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 須永 真樹 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジオフードシステムの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジオフードシステムの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

(注) 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。